

令和5年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.5.30

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R5.10.30	改定	本編	13-66~13-66(1)	第13編 農業農村整備 第8章 管水路工 [2] 独自基準	建設機械の規格の読み替え	1~2
R6.1.31	改定	本編	11-18	第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第3章 基地港別最大作業船	記載内容の変更	3
R6.2.28	改定	本編	11-14,15	第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第2章 基地港別最大作業船	記載内容の変更	4~5
R6.2.28	改定	本編	11-19	第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第4章 就業時間別の船員供用係数	表の追加	6
R6.3.27	改定	本編	Ⅰ-14-①-1 ~Ⅰ-14-①-4	第Ⅰ編 総則 第14章 その他	工期の算定に係る項目の削除	7~9
R6.3.27	改定	本編	Ⅰ-14-①-1	第Ⅰ編 総則 第15章 その他	特殊ダンプトラックを追記	10
R6.3.27	改定	本編	Ⅵ-5,6	第Ⅵ編 土木工事標準単価及び 市場単価 第2章 市場単価	③防護柵設置工における 適用範囲の変更（落石対策 便覧）	11
R6.3.27	改定	本編	13-32 ~13-41	第13編 農業農村整備 第1章 総則	工期の算定に係る項目の削除	12~14
R6.3.27	改定	本編	14-17 ~14-18	第14編 森林整備 第1章 総則	工期の算定に係る項目の削除	15~17
R6.4.26	改定	本編	Ⅰ-2-②-40 ~Ⅰ-2-②-43	第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算	現場管理費率の改定	18~21
R6.4.26	改定	本編	11-1 ~11-3	第11-1編 港湾 第2章 工事費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	22~24
R6.4.26	改定	本編	11-6 ~11-7	第11-2編 漁港漁場整備 第2章 工事費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	25~26
R6.4.26	改定	本編	11-13	第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 第1章 港湾・漁港漁場関係請負工事 積算基準を準拠するうえでの留意事項	記載内容の変更	27
R6.4.26	改定	本編	12-1 ~12-2(1)	第12-1編 空港土木 第2章 工事費の積算 第7章 空港請負工事における現場環 境改善費の積算	現場管理費率の改定 現場環境改善費率の改定	28~30

令和5年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.5.30

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R6.4.26	改定	本編	14-10~14-11	第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算	現場管理費率の改定	31~32
R6.5.30	改定	本編	1-2-②-27	第1編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-3 準備費	伐採で生じた根株の取り扱いを追加	33
R6.5.30	改定	本編	14-7~14-8	第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算	共通仮設費の改定	34~36
R6.5.30	改定	本編	13-10 (1) ~ 13-10 (2)	第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 1) 共通仮設費	施工地域区分「中山間地域」の 共通仮設費率の補正係数の改定	37~38
R6.5.30	改定	本編	13-14 (1) ~ 13-15 (2)	第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費	現場管理費率の改定	39~42
R6.5.30	改定	本編	13-16 (1) ~ 13-16 (2)	第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費	施工地域区分「中山間地域」の 現場管理費率の補正係数の改定	43~44
R6.5.30	改定	本編	13-21~22	第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ⑨土木請負工事における現場環境改善 日の積算	現場環境改善費率の改定	45~46
R6.5.30	改定	本編	13-63 13-67~71	第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [1] 適用基準 [2] 独自基準	歩掛の改定	47~52
R6.5.30	改定	本編	13-74~83	第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準 [2] 独自基準	歩掛の改定	53~62
R6.5.30	改定	本編	13-89~94	第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準 [2] 独自基準	歩掛の改定	63~68

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年10月30日

ページ	改定前（令和5年10月31日まで適用）	改定後（令和5年11月1日以降適用）
<p>13-66 第13編 農業農村整備 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ①パイプライン基礎</p>	<p>⑩ 高密度ポリエチレン管機械布設 [SV290] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。</p> <p>⑨ 管水路浅埋設工(ジオグリッド) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッド) による。</p> <p>[2] 独自基準 なし</p>	<p>⑩ 高密度ポリエチレン管機械布設 [SV290] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。</p> <p>⑨ 管水路浅埋設工(ジオグリッド) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッド) による。</p> <p>[2] 独自基準 (令和5年11月1日以降適用) 1. ① パイプライン基礎 4. 基礎材投入歩掛 表 4.1 投入歩掛における規格区分 ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型山積 0.28㎡(平積 0.20㎡) ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型山積 0.45㎡(平積 0.35㎡) 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型(第1,2,3次基準値) クローラ型山積 0.28㎡(平積 0.20㎡) ・超低騒音型、排出ガス対策型(第1,2,3次基準値) クローラ型山積 0.45㎡(平積 0.35㎡)</p> <p>7. 単価表 (1) 管水路基礎 10m3 当り単価表における規格 ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型山積○〇㎡(平積○〇㎡) 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制又は、第1,2,3次基準値) クローラ型山積○〇㎡(平積○〇㎡) (2) 機械運転単価表における規格 ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型山積 0.28㎡(平積 0.20㎡) ・超低騒音型、排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型山積 0.45㎡(平積 0.35㎡) 以下のとおり読み替える。 ・超低騒音型、排出ガス対策型(第1,2,3次基準値) クローラ型山積 0.28㎡(平積 0.20㎡)</p>
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 2px solid red; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">追加</div> <div style="border: 2px solid red; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> </div>		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年10月30日

ページ	改定前（令和5年10月31日まで適用）	改定後（令和5年11月1日以降適用）
<p>13-66(1) 第13編 農業農村整備 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ①パイプライン基礎</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積0.45㎡（平積0.35㎡）</p> </div> <p style="color: red; font-weight: bold;">追加</p>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知】令和6年1月31日

ページ	改定前（令和6年1月31日まで適用）	改定後（令和6年2月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11-18 第11-3編 港湾・漁港漁場共通 第3章 基地港別最大作業船 [2] 独自基準	<p>表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通 グラブ 深さ</th> <th>用 引 深さ</th> <th>クレーン 付台船 PS型</th> <th>旋回式 起重機 t</th> <th>土運 m³</th> <th>船台 t</th> <th>クレーン 製作 作業船</th> <th>コンタリート ミキサー船</th> <th>ハックホウ 深さ</th> <th>潜水士船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埴港</td> <td>5.5</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安楽</td> <td>5.0</td> <td>1,100</td> <td>50</td> <td>81</td> <td>[140]×2 [200] [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td>3.0</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田橋</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,210</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>-</td> <td>450</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0]</td> <td>1.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5^特</td> <td>900^特</td> <td>-</td> <td>155^特</td> <td>-</td> <td>200^特</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>穴道瀬内</td> <td>[1.2]</td> <td>[350]</td> <td>[35]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。 2. グラブ深さ船の()書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ深さ船が在港するとみなしたものである。 3. ガット船について、3.0m3・850m3積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。 4. []書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。 5. 自航揚船船については、各基地港に全機種在港している。 6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。 7. 美田港の船舶については、グラブ深さ船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能</p>	作業船 基地港	普通 グラブ 深さ	用 引 深さ	クレーン 付台船 PS型	旋回式 起重機 t	土運 m ³	船台 t	クレーン 製作 作業船	コンタリート ミキサー船	ハックホウ 深さ	潜水士船	埴港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-	-	安楽	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	[在港]	恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	[在港]	浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	美田	2.5 ^特	900 ^特	-	155 ^特	-	200 ^特	-	-	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	穴道瀬内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-	<p>表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通 グラブ 深さ</th> <th>用 引 深さ</th> <th>クレーン 付台船 PS型</th> <th>旋回式 起重機 t</th> <th>土運 m³</th> <th>船台 t</th> <th>クレーン 製作 作業船</th> <th>コンタリート ミキサー船</th> <th>ハックホウ 深さ</th> <th>潜水士船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埴港</td> <td>5.5</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>安楽</td> <td>5.0</td> <td>1,100</td> <td>50</td> <td>81</td> <td>[140]×2 [200] [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td>3.0</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大社</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>田橋</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,210</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>-</td> <td>450</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0]</td> <td>1.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5^特</td> <td>900^特</td> <td>-</td> <td>155^特</td> <td>-</td> <td>200^特</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>穴道瀬内</td> <td>[1.2]</td> <td>[350]</td> <td>[35]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。 2. グラブ深さ船の()書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ深さ船が在港するとみなしたものである。 3. ガット船について、3.0m3・850m3積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。 4. []書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。 5. 自航揚船船については、各基地港に全機種在港している。 6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。 7. 美田港の船舶については、グラブ深さ船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能 8. 潜水士船は、積算基準の標準規格である270PS型とし、非汎用船として回航費を計上すること。</p>	作業船 基地港	普通 グラブ 深さ	用 引 深さ	クレーン 付台船 PS型	旋回式 起重機 t	土運 m ³	船台 t	クレーン 製作 作業船	コンタリート ミキサー船	ハックホウ 深さ	潜水士船	埴港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-	[在港]	安楽	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	[在港]	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	[在港]	恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]	田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	[在港]	浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	美田	2.5 ^特	900 ^特	-	155 ^特	-	200 ^特	-	-	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	穴道瀬内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-
作業船 基地港	普通 グラブ 深さ	用 引 深さ	クレーン 付台船 PS型	旋回式 起重機 t	土運 m ³	船台 t	クレーン 製作 作業船	コンタリート ミキサー船	ハックホウ 深さ	潜水士船																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
埴港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安楽	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
美田	2.5 ^特	900 ^特	-	155 ^特	-	200 ^特	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
穴道瀬内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
作業船 基地港	普通 グラブ 深さ	用 引 深さ	クレーン 付台船 PS型	旋回式 起重機 t	土運 m ³	船台 t	クレーン 製作 作業船	コンタリート ミキサー船	ハックホウ 深さ	潜水士船																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
埴港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安楽	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
田橋	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
美田	2.5 ^特	900 ^特	-	155 ^特	-	200 ^特	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
穴道瀬内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和6年2月29日まで適用）	改定後（令和6年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>11-14 第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第2章 回航距離 [2] 独自基準</p>	<p>第2章 回航距離 1. 回航距離は以下を標準とする。なお、作業船舶の基地港は第3章基地港別最大作業船の表-1を原則とする。 (1) 港湾</p> <table border="1" data-bbox="584 443 1126 991"> <thead> <tr> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">下関港</td><td>益田港</td><td>83</td><td rowspan="3">加賀漁港</td><td>笹子港</td><td>11</td></tr> <tr><td>浜田港</td><td>100</td><td>七類港</td><td>13</td></tr> <tr><td>江津港</td><td>114</td><td>秋鹿北港</td><td>2</td></tr> <tr><td>温泉津港</td><td>120</td><td rowspan="6">五十猛漁港</td><td>小田東港</td><td>13</td></tr> <tr><td>宅野港</td><td>125</td><td>魚津港</td><td>3</td></tr> <tr><td>久手港</td><td>130</td><td>宅野港</td><td>2</td></tr> <tr><td>田儀港</td><td>135</td><td>綱屋港</td><td>4</td></tr> <tr><td>河下港</td><td>143</td><td>温泉津港</td><td>8</td></tr> <tr><td>七類港</td><td>167</td><td>江津港</td><td>14</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>187</td><td rowspan="3">久手港</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西郷港</td><td>212</td><td>波止港</td><td>2</td></tr> <tr><td>遠田港</td><td>2</td><td>古海港</td><td>4</td></tr> <tr><td rowspan="3">益田港</td><td>松原港</td><td>8</td><td rowspan="3">美田港</td><td>来居港</td><td>5</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>9</td><td>保々見港</td><td>6</td></tr> <tr><td>江津港</td><td>14</td><td>知々井港</td><td>8</td></tr> <tr><td rowspan="3">河下港</td><td></td><td></td><td rowspan="3">諏訪港</td><td>御波港</td><td>9</td></tr> <tr><td>小田東港</td><td>2</td><td>宇賀港</td><td>1</td></tr> <tr><td>二俣港</td><td>9</td><td>物井港</td><td>0</td></tr> <tr><td rowspan="10">田儀港</td><td>中山港</td><td>9</td><td rowspan="10">別府港</td><td>日之津港</td><td>2</td></tr> <tr><td>江島港</td><td>1</td><td>須賀港</td><td>3</td></tr> <tr><td>遅江港</td><td>4</td><td>堤の浦港</td><td>3</td></tr> <tr><td>波入港</td><td>5</td><td>姫の浦港</td><td>9</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>6</td><td>卯敷港</td><td>9</td></tr> <tr><td>安来港</td><td>6</td><td>飯美港</td><td>11</td></tr> <tr><td>才港</td><td>11</td><td>西村港</td><td>13</td></tr> <tr><td>軽尾港</td><td>11</td><td>伊後港</td><td>16</td></tr> <tr><td>諸喰港</td><td>13</td><td>代港</td><td>19</td></tr> <tr><td>温泉津港</td><td>61</td><td>重栖港</td><td>18</td></tr> <tr><td rowspan="4">加賀漁港</td><td>佐波港</td><td>3</td><td>長尾田港</td><td>16</td></tr> <tr><td>笠浦港</td><td>7</td><td>大津久港</td><td>11</td></tr> <tr><td>千酌港</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙崎港(山口県)</td><td>55</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)	下関港	益田港	83	加賀漁港	笹子港	11	浜田港	100	七類港	13	江津港	114	秋鹿北港	2	温泉津港	120	五十猛漁港	小田東港	13	宅野港	125	魚津港	3	久手港	130	宅野港	2	田儀港	135	綱屋港	4	河下港	143	温泉津港	8	七類港	167	江津港	14	松江港	187	久手港			西郷港	212	波止港	2	遠田港	2	古海港	4	益田港	松原港	8	美田港	来居港	5	松江港	9	保々見港	6	江津港	14	知々井港	8	河下港			諏訪港	御波港	9	小田東港	2	宇賀港	1	二俣港	9	物井港	0	田儀港	中山港	9	別府港	日之津港	2	江島港	1	須賀港	3	遅江港	4	堤の浦港	3	波入港	5	姫の浦港	9	松江港	6	卯敷港	9	安来港	6	飯美港	11	才港	11	西村港	13	軽尾港	11	伊後港	16	諸喰港	13	代港	19	温泉津港	61	重栖港	18	加賀漁港	佐波港	3	長尾田港	16	笠浦港	7	大津久港	11	千酌港	8			仙崎港(山口県)	55			<p>第2章 回航距離 1. 回航距離は以下を標準とする。なお、作業船舶の基地港は第3章基地港別最大作業船の表-1を原則とする。 (1) 港湾</p> <table border="1" data-bbox="1339 427 1989 1257"> <thead> <tr> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">下関港</td><td>益田港</td><td>83</td><td rowspan="3">加賀漁港</td><td>笹子港</td><td>11</td></tr> <tr><td>浜田港</td><td>100</td><td>七類港</td><td>13</td></tr> <tr><td>江津港</td><td>114</td><td>秋鹿北港</td><td>2</td></tr> <tr><td>温泉津港</td><td>120</td><td rowspan="6">五十猛漁港</td><td>小田東港</td><td>13</td></tr> <tr><td>宅野港</td><td>125</td><td>魚津港</td><td>3</td></tr> <tr><td>久手港</td><td>130</td><td>宅野港</td><td>2</td></tr> <tr><td>田儀港</td><td>135</td><td>綱屋港</td><td>4</td></tr> <tr><td>河下港</td><td>143</td><td>温泉津港</td><td>8</td></tr> <tr><td>七類港</td><td>167</td><td>江津港</td><td>14</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>187</td><td rowspan="3">美田港</td><td>波止港</td><td>2</td></tr> <tr><td>西郷港</td><td>212</td><td>古海港</td><td>4</td></tr> <tr><td>遠田港</td><td>2</td><td>来居港</td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="3">益田港</td><td>松原港</td><td>8</td><td rowspan="3">諏訪港</td><td>保々見港</td><td>6</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>9</td><td>知々井港</td><td>8</td></tr> <tr><td>江津港</td><td>14</td><td>御波港</td><td>9</td></tr> <tr><td rowspan="3">浜田港</td><td></td><td></td><td rowspan="3">別府港</td><td>宇賀港</td><td>1</td></tr> <tr><td>小田東港</td><td>2</td><td>物井港</td><td>0</td></tr> <tr><td>二俣港</td><td>9</td><td>日之津港</td><td>2</td></tr> <tr><td rowspan="10">田儀港</td><td>中山港</td><td>9</td><td rowspan="10">西郷港</td><td>須賀港</td><td>3</td></tr> <tr><td>江島港</td><td>1</td><td>堤の浦港</td><td>3</td></tr> <tr><td>遅江港</td><td>4</td><td>姫の浦港</td><td>9</td></tr> <tr><td>波入港</td><td>5</td><td>卯敷港</td><td>9</td></tr> <tr><td>松江港</td><td>6</td><td>飯美港</td><td>11</td></tr> <tr><td>安来港</td><td>6</td><td>中村港</td><td>13</td></tr> <tr><td>才港</td><td>11</td><td>伊後港</td><td>16</td></tr> <tr><td>軽尾港</td><td>11</td><td>代港</td><td>19</td></tr> <tr><td>諸喰港</td><td>13</td><td>重栖港</td><td>18</td></tr> <tr><td>温泉津港</td><td>61</td><td>長尾田港</td><td>16</td></tr> <tr><td rowspan="4">加賀漁港</td><td>佐波港</td><td>3</td><td>大津久港</td><td>11</td></tr> <tr><td>笠浦港</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>千酌港</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙崎港(山口県)</td><td>55</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)	下関港	益田港	83	加賀漁港	笹子港	11	浜田港	100	七類港	13	江津港	114	秋鹿北港	2	温泉津港	120	五十猛漁港	小田東港	13	宅野港	125	魚津港	3	久手港	130	宅野港	2	田儀港	135	綱屋港	4	河下港	143	温泉津港	8	七類港	167	江津港	14	松江港	187	美田港	波止港	2	西郷港	212	古海港	4	遠田港	2	来居港	5	益田港	松原港	8	諏訪港	保々見港	6	松江港	9	知々井港	8	江津港	14	御波港	9	浜田港			別府港	宇賀港	1	小田東港	2	物井港	0	二俣港	9	日之津港	2	田儀港	中山港	9	西郷港	須賀港	3	江島港	1	堤の浦港	3	遅江港	4	姫の浦港	9	波入港	5	卯敷港	9	松江港	6	飯美港	11	安来港	6	中村港	13	才港	11	伊後港	16	軽尾港	11	代港	19	諸喰港	13	重栖港	18	温泉津港	61	長尾田港	16	加賀漁港	佐波港	3	大津久港	11	笠浦港	7			千酌港	8			仙崎港(山口県)	55		
基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下関港	益田港	83	加賀漁港	笹子港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	浜田港	100		七類港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	江津港	114		秋鹿北港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	温泉津港	120	五十猛漁港	小田東港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	宅野港	125		魚津港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	久手港	130		宅野港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	田儀港	135		綱屋港	4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	河下港	143		温泉津港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	七類港	167		江津港	14																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	松江港	187	久手港																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	西郷港	212		波止港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	遠田港	2		古海港	4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	益田港	松原港	8	美田港	来居港	5																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		松江港	9		保々見港	6																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		江津港	14		知々井港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	河下港			諏訪港	御波港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
小田東港		2	宇賀港		1																																																																																																																																																																																																																																																																																															
二俣港		9	物井港		0																																																																																																																																																																																																																																																																																															
田儀港	中山港	9	別府港	日之津港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	江島港	1		須賀港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	遅江港	4		堤の浦港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	波入港	5		姫の浦港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	松江港	6		卯敷港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	安来港	6		飯美港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	才港	11		西村港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	軽尾港	11		伊後港	16																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	諸喰港	13		代港	19																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	温泉津港	61		重栖港	18																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加賀漁港	佐波港	3	長尾田港	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	笠浦港	7	大津久港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	千酌港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	仙崎港(山口県)	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下関港	益田港	83	加賀漁港	笹子港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	浜田港	100		七類港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	江津港	114		秋鹿北港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	温泉津港	120	五十猛漁港	小田東港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	宅野港	125		魚津港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	久手港	130		宅野港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	田儀港	135		綱屋港	4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	河下港	143		温泉津港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	七類港	167		江津港	14																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	松江港	187	美田港	波止港	2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	西郷港	212		古海港	4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	遠田港	2		来居港	5																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	益田港	松原港	8	諏訪港	保々見港	6																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		松江港	9		知々井港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		江津港	14		御波港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	浜田港			別府港	宇賀港	1																																																																																																																																																																																																																																																																																														
小田東港		2	物井港		0																																																																																																																																																																																																																																																																																															
二俣港		9	日之津港		2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
田儀港	中山港	9	西郷港	須賀港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	江島港	1		堤の浦港	3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	遅江港	4		姫の浦港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	波入港	5		卯敷港	9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	松江港	6		飯美港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	安来港	6		中村港	13																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	才港	11		伊後港	16																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	軽尾港	11		代港	19																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	諸喰港	13		重栖港	18																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	温泉津港	61		長尾田港	16																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加賀漁港	佐波港	3	大津久港	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	笠浦港	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	千酌港	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	仙崎港(山口県)	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	11-14	11-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和6年2月29日まで適用）	改定後（令和6年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>11-15 第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第2章 回航距離 [2] 独自基準</p>	<p>(2) 漁港 作業船回航距離一覧表（その1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">境 港</td><td>美保関</td><td>4</td><td rowspan="11">十 六 島 (河下)</td><td>柳瀬</td><td>21</td></tr> <tr><td>雲津</td><td>8</td><td>島井</td><td>23</td></tr> <tr><td>片江</td><td>9</td><td>和江</td><td>23</td></tr> <tr><td>稲積</td><td>8</td><td>五十猛</td><td>26</td></tr> <tr><td>笠浦</td><td>8</td><td>仁万</td><td>26</td></tr> <tr><td>野井</td><td>7</td><td>友</td><td>23</td></tr> <tr><td>瀬崎</td><td>6</td><td>湯里</td><td>22</td></tr> <tr><td>沖泊</td><td>6</td><td>日祖</td><td>22</td></tr> <tr><td>多古</td><td>4</td><td>温泉津</td><td>21</td></tr> <tr><td>野波</td><td>4</td><td>湯戸</td><td>20</td></tr> <tr><td>大芦</td><td>2</td><td>今浦</td><td>19</td></tr> <tr><td>御津</td><td>3</td><td>黒松</td><td>18</td></tr> <tr><td>恵曇 (片匂)</td><td>3</td><td>浅利</td><td>16</td></tr> <tr><td>恵曇 (手結)</td><td>1</td><td>和木</td><td>12</td></tr> <tr><td>魚瀬</td><td>2</td><td>波子</td><td>9</td></tr> <tr><td>地合</td><td>2</td><td>唐藤</td><td>7</td></tr> <tr><td>小伊津 (坂浦)</td><td>1</td><td>津摩</td><td>5</td></tr> <tr><td>小伊津 (三浦)</td><td>1</td><td>折居</td><td>6</td></tr> <tr><td>唯浦</td><td>2</td><td>今浦</td><td>8</td></tr> <tr><td>塩津</td><td>5</td><td>福浦</td><td>9</td></tr> <tr><td>釜浦</td><td>4</td><td>古湊</td><td>10</td></tr> <tr><td>猪目</td><td>2</td><td>須津</td><td>11</td></tr> <tr><td>鶴崎</td><td>2</td><td>土田</td><td>13</td></tr> <tr><td>鷺浦</td><td>4</td><td>大浜</td><td>14</td></tr> <tr><td>宇竜</td><td>6</td><td>木部</td><td>15</td></tr> <tr><td>宇竜 (日御碕)</td><td>7</td><td>津田</td><td>15</td></tr> <tr><td>大社</td><td>10</td><td>小浜</td><td>22</td></tr> <tr><td>湖陵</td><td>13</td><td>飯浦</td><td>21</td></tr> <tr><td>小田</td><td>16</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>波根東</td><td>21</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)	境 港	美保関	4	十 六 島 (河下)	柳瀬	21	雲津	8	島井	23	片江	9	和江	23	稲積	8	五十猛	26	笠浦	8	仁万	26	野井	7	友	23	瀬崎	6	湯里	22	沖泊	6	日祖	22	多古	4	温泉津	21	野波	4	湯戸	20	大芦	2	今浦	19	御津	3	黒松	18	恵曇 (片匂)	3	浅利	16	恵曇 (手結)	1	和木	12	魚瀬	2	波子	9	地合	2	唐藤	7	小伊津 (坂浦)	1	津摩	5	小伊津 (三浦)	1	折居	6	唯浦	2	今浦	8	塩津	5	福浦	9	釜浦	4	古湊	10	猪目	2	須津	11	鶴崎	2	土田	13	鷺浦	4	大浜	14	宇竜	6	木部	15	宇竜 (日御碕)	7	津田	15	大社	10	小浜	22	湖陵	13	飯浦	21	小田	16			波根東	21			<p>(2) 漁港 作業船回航距離一覧表（その1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> <th>基地港</th> <th>回航港</th> <th>片道距離(哩)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="5">境 港</td><td>美保関</td><td>4</td><td rowspan="11">十 六 島 (河下)</td><td>湖陵</td><td>13</td></tr> <tr><td>雲津</td><td>8</td><td>小田</td><td>16</td></tr> <tr><td>西郷</td><td>54</td><td>波根東</td><td>21</td></tr> <tr><td>浦郷</td><td>46</td><td>柳瀬</td><td>21</td></tr> <tr><td>片江</td><td>9</td><td>島井</td><td>23</td></tr> <tr><td>稲積</td><td>8</td><td>和江</td><td>23</td></tr> <tr><td>笠浦</td><td>8</td><td>五十猛</td><td>26</td></tr> <tr><td>野井</td><td>7</td><td>仁万</td><td>26</td></tr> <tr><td>瀬崎</td><td>6</td><td>友</td><td>23</td></tr> <tr><td>沖泊</td><td>6</td><td>湯里</td><td>22</td></tr> <tr><td>多古</td><td>4</td><td>日祖</td><td>22</td></tr> <tr><td>野波</td><td>4</td><td>温泉津</td><td>21</td></tr> <tr><td>大芦</td><td>2</td><td>湯戸</td><td>20</td></tr> <tr><td>御津</td><td>3</td><td>今浦</td><td>19</td></tr> <tr><td>西郷</td><td>42</td><td>黒松</td><td>18</td></tr> <tr><td>浦郷</td><td>33</td><td>浅利</td><td>16</td></tr> <tr><td>恵曇 (片匂)</td><td>3</td><td>和木</td><td>12</td></tr> <tr><td>恵曇 (手結)</td><td>1</td><td>波子</td><td>9</td></tr> <tr><td>魚瀬</td><td>2</td><td>唐藤</td><td>7</td></tr> <tr><td>地合</td><td>2</td><td>津摩</td><td>5</td></tr> <tr><td>小伊津 (坂浦)</td><td>1</td><td>折居</td><td>6</td></tr> <tr><td>小伊津 (三浦)</td><td>1</td><td>今浦</td><td>8</td></tr> <tr><td>唯浦</td><td>2</td><td>福浦</td><td>9</td></tr> <tr><td>塩津</td><td>5</td><td>古湊</td><td>10</td></tr> <tr><td>釜浦</td><td>4</td><td>須津</td><td>11</td></tr> <tr><td>猪目</td><td>2</td><td>土田</td><td>13</td></tr> <tr><td>鶴崎</td><td>2</td><td>大浜</td><td>14</td></tr> <tr><td>鷺浦</td><td>4</td><td>木部</td><td>15</td></tr> <tr><td>宇竜</td><td>6</td><td>津田</td><td>15</td></tr> <tr><td>宇竜 (日御碕)</td><td>7</td><td>小浜</td><td>22</td></tr> <tr><td>大社</td><td>10</td><td>飯浦</td><td>24</td></tr> </tbody> </table>	基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)	境 港	美保関	4	十 六 島 (河下)	湖陵	13	雲津	8	小田	16	西郷	54	波根東	21	浦郷	46	柳瀬	21	片江	9	島井	23	稲積	8	和江	23	笠浦	8	五十猛	26	野井	7	仁万	26	瀬崎	6	友	23	沖泊	6	湯里	22	多古	4	日祖	22	野波	4	温泉津	21	大芦	2	湯戸	20	御津	3	今浦	19	西郷	42	黒松	18	浦郷	33	浅利	16	恵曇 (片匂)	3	和木	12	恵曇 (手結)	1	波子	9	魚瀬	2	唐藤	7	地合	2	津摩	5	小伊津 (坂浦)	1	折居	6	小伊津 (三浦)	1	今浦	8	唯浦	2	福浦	9	塩津	5	古湊	10	釜浦	4	須津	11	猪目	2	土田	13	鶴崎	2	大浜	14	鷺浦	4	木部	15	宇竜	6	津田	15	宇竜 (日御碕)	7	小浜	22	大社	10	飯浦	24
基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)																																																																																																																																																																																																																																																																	
境 港	美保関	4	十 六 島 (河下)	柳瀬	21																																																																																																																																																																																																																																																																	
	雲津	8		島井	23																																																																																																																																																																																																																																																																	
	片江	9		和江	23																																																																																																																																																																																																																																																																	
	稲積	8		五十猛	26																																																																																																																																																																																																																																																																	
	笠浦	8		仁万	26																																																																																																																																																																																																																																																																	
	野井	7		友	23																																																																																																																																																																																																																																																																	
	瀬崎	6		湯里	22																																																																																																																																																																																																																																																																	
	沖泊	6		日祖	22																																																																																																																																																																																																																																																																	
	多古	4		温泉津	21																																																																																																																																																																																																																																																																	
	野波	4		湯戸	20																																																																																																																																																																																																																																																																	
	大芦	2		今浦	19																																																																																																																																																																																																																																																																	
御津	3	黒松	18																																																																																																																																																																																																																																																																			
恵曇 (片匂)	3	浅利	16																																																																																																																																																																																																																																																																			
恵曇 (手結)	1	和木	12																																																																																																																																																																																																																																																																			
魚瀬	2	波子	9																																																																																																																																																																																																																																																																			
地合	2	唐藤	7																																																																																																																																																																																																																																																																			
小伊津 (坂浦)	1	津摩	5																																																																																																																																																																																																																																																																			
小伊津 (三浦)	1	折居	6																																																																																																																																																																																																																																																																			
唯浦	2	今浦	8																																																																																																																																																																																																																																																																			
塩津	5	福浦	9																																																																																																																																																																																																																																																																			
釜浦	4	古湊	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
猪目	2	須津	11																																																																																																																																																																																																																																																																			
鶴崎	2	土田	13																																																																																																																																																																																																																																																																			
鷺浦	4	大浜	14																																																																																																																																																																																																																																																																			
宇竜	6	木部	15																																																																																																																																																																																																																																																																			
宇竜 (日御碕)	7	津田	15																																																																																																																																																																																																																																																																			
大社	10	小浜	22																																																																																																																																																																																																																																																																			
湖陵	13	飯浦	21																																																																																																																																																																																																																																																																			
小田	16																																																																																																																																																																																																																																																																					
波根東	21																																																																																																																																																																																																																																																																					
基地港	回航港	片道距離(哩)	基地港	回航港	片道距離(哩)																																																																																																																																																																																																																																																																	
境 港	美保関	4	十 六 島 (河下)	湖陵	13																																																																																																																																																																																																																																																																	
	雲津	8		小田	16																																																																																																																																																																																																																																																																	
	西郷	54		波根東	21																																																																																																																																																																																																																																																																	
	浦郷	46		柳瀬	21																																																																																																																																																																																																																																																																	
	片江	9		島井	23																																																																																																																																																																																																																																																																	
稲積	8	和江		23																																																																																																																																																																																																																																																																		
笠浦	8	五十猛		26																																																																																																																																																																																																																																																																		
野井	7	仁万		26																																																																																																																																																																																																																																																																		
瀬崎	6	友		23																																																																																																																																																																																																																																																																		
沖泊	6	湯里		22																																																																																																																																																																																																																																																																		
多古	4	日祖		22																																																																																																																																																																																																																																																																		
野波	4	温泉津	21																																																																																																																																																																																																																																																																			
大芦	2	湯戸	20																																																																																																																																																																																																																																																																			
御津	3	今浦	19																																																																																																																																																																																																																																																																			
西郷	42	黒松	18																																																																																																																																																																																																																																																																			
浦郷	33	浅利	16																																																																																																																																																																																																																																																																			
恵曇 (片匂)	3	和木	12																																																																																																																																																																																																																																																																			
恵曇 (手結)	1	波子	9																																																																																																																																																																																																																																																																			
魚瀬	2	唐藤	7																																																																																																																																																																																																																																																																			
地合	2	津摩	5																																																																																																																																																																																																																																																																			
小伊津 (坂浦)	1	折居	6																																																																																																																																																																																																																																																																			
小伊津 (三浦)	1	今浦	8																																																																																																																																																																																																																																																																			
唯浦	2	福浦	9																																																																																																																																																																																																																																																																			
塩津	5	古湊	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
釜浦	4	須津	11																																																																																																																																																																																																																																																																			
猪目	2	土田	13																																																																																																																																																																																																																																																																			
鶴崎	2	大浜	14																																																																																																																																																																																																																																																																			
鷺浦	4	木部	15																																																																																																																																																																																																																																																																			
宇竜	6	津田	15																																																																																																																																																																																																																																																																			
宇竜 (日御碕)	7	小浜	22																																																																																																																																																																																																																																																																			
大社	10	飯浦	24																																																																																																																																																																																																																																																																			
	11-15	11-15																																																																																																																																																																																																																																																																				

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年2月28日

ページ	改定前（令和6年2月29日まで適用）	改定後（令和6年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>11-19 第11-3編 港湾・漁港漁場共通 第4章 就業時間別の船員供用係数 [2] 独自基準</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>第4章 就業時間別の船員供用係数</p> <p>(令和6年2月29日まで適用) 港湾請負工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等</p> <p>(令和6年3月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">別表-4 就業時間別の船員供用係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">就業時間 8H</th> <th colspan="4">就業時間 9H</th> </tr> <tr> <th>船酔時間 0H</th><th>船酔時間 1H</th><th>船酔時間 2H</th><th>船酔時間 3H</th> <th>船酔時間 0H</th><th>船酔時間 1H</th><th>船酔時間 2H</th><th>船酔時間 3H</th> </tr> <tr> <th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th> <th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 0H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.53</td><td>1.53</td><td>1.64</td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.52</td><td>1.52</td><td>1.63</td><td>1.63</td><td>1.74</td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.67</td><td>1.67</td><td>1.78</td><td>1.78</td><td>1.89</td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.93</td><td>1.93</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.03</td><td>2.14</td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td>2.13</td><td>2.13</td><td>2.24</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.17</td><td>2.28</td><td>2.28</td><td>2.39</td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.37</td><td>2.48</td><td>2.48</td><td>2.59</td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.51</td><td>2.62</td><td>2.62</td><td>2.73</td><td>2.73</td><td>2.84</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">就業時間 16H</th> <th colspan="4">就業時間 20H</th> </tr> <tr> <th>船酔時間 0H</th><th>船酔時間 2H</th><th>船酔時間 4H</th><th>船酔時間 6H</th> <th>船酔時間 0H</th><th>船酔時間 2H</th><th>船酔時間 4H</th><th>船酔時間 6H</th> </tr> <tr> <th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 2H</th><th>深夜時間 4H</th><th>深夜時間 6H</th> <th>深夜時間 0H</th><th>深夜時間 2H</th><th>深夜時間 4H</th><th>深夜時間 6H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.73</td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.85</td><td>1.85</td><td>1.98</td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td>2.13</td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.97</td><td>1.97</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td>2.23</td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.33</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.35</td><td>2.35</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.42</td><td>2.42</td><td>2.55</td><td>2.55</td><td>2.68</td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td>2.67</td><td>2.67</td><td>2.80</td><td>2.80</td><td>2.93</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間(船酔時間/深夜時間)の組合を除き、令和6年3月1日からの適用の積算対象資本金と算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、別表4の係数に実用であった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに算出するものとする。 2.就業時間と船酔時間は、深夜時間の関係が別表-4に上らない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに算出するものとする。 3.上記独自以外にも係数等も算出する。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{船酔対象資本金} \times (1.25 \times \text{船酔時間} + 0.25 \times \text{深夜時間}) \times \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center;">(小数4位四捨五入)</p> <p>β₀ : 時間外手当ておよび深夜手当てを考慮した船員供用係数 β : 就業8時間の場合の船員供用係数</p> <p>船酔対象資本金 : 労務申請に占める労務資金の対象となる資金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける船酔船酔時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p> <p style="text-align: center;">11-19</p>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H				就業時間 9H				船酔時間 0H	船酔時間 1H	船酔時間 2H	船酔時間 3H	船酔時間 0H	船酔時間 1H	船酔時間 2H	船酔時間 3H	深夜時間 0H	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	1.64	2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63	1.74	3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78	1.89	4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93	2.04	5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03	2.14	6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13	2.24	7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28	2.39	8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48	2.59	9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73	2.84	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H				就業時間 20H				船酔時間 0H	船酔時間 2H	船酔時間 4H	船酔時間 6H	船酔時間 0H	船酔時間 2H	船酔時間 4H	船酔時間 6H	深夜時間 0H	深夜時間 2H	深夜時間 4H	深夜時間 6H	深夜時間 0H	深夜時間 2H	深夜時間 4H	深夜時間 6H	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60	1.73	2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.70	1.83	3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.85	1.98	4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00	2.13	5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10	2.23	6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20	2.33	7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35	2.48	8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.55	2.68	9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.80	2.93							
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 8H				就業時間 9H																																																																																																																																																																																																																																																																								
		船酔時間 0H			船酔時間 1H	船酔時間 2H	船酔時間 3H	船酔時間 0H	船酔時間 1H		船酔時間 2H	船酔時間 3H																																																																																																																																																																																																																																																																		
		深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H	深夜時間 0H																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	1.64																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63	1.74																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78	1.89																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93	2.04																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13	2.24																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28	2.39																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48	2.59																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73	2.84																																																																																																																																																																																																																																																																				
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 16H				就業時間 20H																																																																																																																																																																																																																																																																								
		船酔時間 0H	船酔時間 2H	船酔時間 4H	船酔時間 6H	船酔時間 0H	船酔時間 2H	船酔時間 4H	船酔時間 6H																																																																																																																																																																																																																																																																					
		深夜時間 0H	深夜時間 2H	深夜時間 4H	深夜時間 6H	深夜時間 0H	深夜時間 2H	深夜時間 4H	深夜時間 6H																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60	1.73																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.70	1.83																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.85	1.98																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00	2.13																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10	2.23																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20	2.33																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35	2.48																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.55	2.68																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.80	2.93																																																																																																																																																																																																																																																																				

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）						
<p>I-14-①-1 第I編 総則 第14章 その他 ①上期、水替日数及び供用日数 1-1 適切な工期の算定 1-2 工期日数の算定</p>	<p style="text-align: center;">第14章 その他</p> <p>① 工期、水替日数及び供用日数</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1-1 適切な工期の算定 工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。 (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。 (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。 (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。</p> <p>1-2 工期日数の算定 工期の設定は、4週8休（週休2日制）として算定する。</p> <p>例1) 余裕期間を設定しない場合</p> <p>例2) 余裕期間を設定する場合</p> <p>不稼働日数=雨休日数 + その他（出水期、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）） ※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（$a \sim 0.8$） ※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日））と降雨降雪日及び猛暑日数との年間の発生率。降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日。猛暑日数とは、年毎のWBGT値31以上の時間（注1）を日数換算し、平均した値とする。 （注1）WBGT値31以上の時間の集計は、過去6年間の平日8時～17時を対象とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>観測所・ 地点名称</th> <th>降雨降雪日数 〔日/年〕</th> <th>猛暑日数 〔日/年〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江</td> <td>35</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、雨天、土曜、日曜、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇、恒例の休日等に降る雨の降雨率及び猛暑日数とは考慮している。また、橋梁上部製作（工橋製作）は、上表を適用せず恒例の休日による作業不能日数を考慮し設定する。 工事抑制期間を設計図書に明示した工事は、工期内の工事抑制期間を除き工期算定を行うこと。（保守工事、維持工事を除く） 降雨降雪日、猛暑日数とは、過去5カ年の気象庁及び環境省のデータより算出するものとする。</p> </div>	観測所・ 地点名称	降雨降雪日数 〔日/年〕	猛暑日数 〔日/年〕	松江	35	5	<p style="text-align: center;">第14章 その他</p> <p>① 水替日数及び供用日数</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p>
観測所・ 地点名称	降雨降雪日数 〔日/年〕	猛暑日数 〔日/年〕						
松江	35	5						
-7-								

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）
<p>I-14-①-1 第I編 総則 第14章 その他 ①上期、水呑日数及び供用日数 1-2 工期日数の算定</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(1) 積み上げ方式による工期設定</p> <p>①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別表1のとおりとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。</p> <p>②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、積設工事積算基準「第I編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第I編第17章②市場単位の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守（維持）工事等は除く。</p> <p>③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に設計工程等を確認する）。下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とする。</p> <p>【標準工期試算式（参考値）】</p> $T = A \times P^b$ <p>T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A、b： 係数（別表2）</p> <p>(2) 簡便式による工期設定</p> <p>やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合、直接工事費が1億円未満の工事については、総工期を下記算定式により算出することができる。</p> <p>総工期の算定式</p> $T = A \times P^b \times 1.21$ <p>T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A、b： 係数（別表2）</p> <p>(3) 工期算定における留意事項</p> <p>①工期設定にあたっては、出水期等の作業不能日数、現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況、支障物件の移動状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。</p> <p>②工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。</p> <p>③コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。</p> <p>④工期日数の1日未満は切り上げとする。</p> </div>	<p style="text-align: center;">→ [削除]</p>

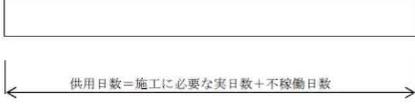
令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）																																																																																																																																									
<p>I-14-①-1 第I編 総則 第14章 その他 ①上期、水筈日数及び供用日数 1-2 工期日数の算定</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">別表1 準備・後片付け期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">準備期間</th> <th colspan="2">後片付け期間</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>備考</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td><td>プレテン桁を含む</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>***日</td><td>※注1</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>P.C橋工事</td><td>70日</td><td>支保製作を含む※注2</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>60日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>舗装工事（新設）</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>舗装工事（修繕）</td><td>60日</td><td>概算数量発注の場合は120日とする。</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>共同溝等工事</td><td>80日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td><td>トンネル仮設備（グラウト等）設置期間は含まない</td><td>30日</td><td></td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td><td>通年維持工事は除く</td><td>20日</td><td>通年維持工事は除く</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>40日</td><td>通年維持工事は除く</td><td>20日</td><td>通年維持工事は除く</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>90日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※注1、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁形式</th> <th colspan="3">重量(t)</th> </tr> <tr> <th>W≤500</th> <th>500<W≤1250</th> <th>1250<W≤2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁桁等</td> <td>112日 (桁金23日+材料手配90日)</td> <td>157日 (桁金43日+材料手配112日)</td> <td>202日 (桁金67日+材料手配135日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>桁桁等・・・社）日本橋梁建設協会HPでは、「桁桁（合理化桁含む）」「箱桁（鋼床版含む）」に分類されるが全て上記日数と同じ。</p> <p>※注2、P.C橋工事 支保製作が実作業手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支保製作は水平力分散ゴム支保、免震支保（高減衰ゴム）、機能分離支保を想定しており、鋼製支保、免震支保（鉛プラグ入り）、その他特殊な支保の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>P.C橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>20.1</td><td>0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td>0.2</td><td>0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td>1.5</td><td>0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td>1.5</td><td>0.2934</td></tr> </tbody> </table> </div>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		海岸工事	40日		20日		道路改良工事	40日		20日		鋼橋架設工事	***日	※注1	20日		P.C橋工事	70日	支保製作を含む※注2	20日		橋梁保全工事	60日		20日		舗装工事（新設）	50日		20日		舗装工事（修繕）	60日	概算数量発注の場合は120日とする。	20日		共同溝等工事	80日		20日		トンネル工事	80日	トンネル仮設備（グラウト等）設置期間は含まない	30日		砂防・地すべり等工事	40日		20日		道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	電線共同溝工事	90日		20日		橋梁形式	重量(t)			W≤500	500<W≤1250	1250<W≤2000	桁桁等	112日 (桁金23日+材料手配90日)	157日 (桁金43日+材料手配112日)	202日 (桁金67日+材料手配135日)	工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	P.C橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934	<p style="text-align: center;">〔削除〕</p>
工種区分	準備期間		後片付け期間																																																																																																																																								
	日数	備考	日数	備考																																																																																																																																							
河川工事	40日		20日																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																																																																								
海岸工事	40日		20日																																																																																																																																								
道路改良工事	40日		20日																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	***日	※注1	20日																																																																																																																																								
P.C橋工事	70日	支保製作を含む※注2	20日																																																																																																																																								
橋梁保全工事	60日		20日																																																																																																																																								
舗装工事（新設）	50日		20日																																																																																																																																								
舗装工事（修繕）	60日	概算数量発注の場合は120日とする。	20日																																																																																																																																								
共同溝等工事	80日		20日																																																																																																																																								
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（グラウト等）設置期間は含まない	30日																																																																																																																																								
砂防・地すべり等工事	40日		20日																																																																																																																																								
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																																																																							
河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																																																																							
電線共同溝工事	90日		20日																																																																																																																																								
橋梁形式	重量(t)																																																																																																																																										
	W≤500	500<W≤1250	1250<W≤2000																																																																																																																																								
桁桁等	112日 (桁金23日+材料手配90日)	157日 (桁金43日+材料手配112日)	202日 (桁金67日+材料手配135日)																																																																																																																																								
工種	A	b																																																																																																																																									
河川工事	6.5	0.1981																																																																																																																																									
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																																																																																																																									
海岸工事	0.6	0.3265																																																																																																																																									
道路改良工事	2.2	0.2637																																																																																																																																									
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																																																																																																																									
P.C橋工事	0.9	0.3154																																																																																																																																									
舗装工事	9.9	0.1753																																																																																																																																									
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																																																																																																																									
道路維持工事	19.9	0.1422																																																																																																																																									
河川維持工事	20.1	0.1436																																																																																																																																									
下水道1工事	0.2	0.4044																																																																																																																																									
下水道2工事	1.5	0.2817																																																																																																																																									
下水道3工事	1.5	0.2934																																																																																																																																									

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）																														
<p>I-14-①-1 第I編 総則 第14章 その他 ①上期、水替日数及び供用日数</p> <p>1-2 水替日数の算定 1-3 供用日数の算定</p>	<p>1-2 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-3 供用日数の算定 供用日数で計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>供用日数 = 施工に必要な実日数 + 不稼働日数</p> </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">追加→</p>	<p>1-2 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-3 供用日数の算定 供用日数で計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>供用日数 = 施工に必要な実日数 + 不稼働日数</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>② 特殊ダンプトラック</p> <p>特殊ダンプトラック（伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用）については、以下の取扱いとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>特殊ダンプトラック 1時間当たり単価表</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油</td> <td>バトロール給油</td> <td>ℓ</td> <td>機関出力×燃費消費率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td>一般</td> <td>人</td> <td>1/T</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊ダンプトラック損料</td> <td></td> <td>時間</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤ損料費及び補修費</td> <td>1時間当り</td> <td>時間</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">燃費消費率：0.0430/kWh 運転日当たり運転時間（T）：5.9</p> <p>運転1時間あたり損料は「建設工事積算基準第15編単価」による。 算定に係る各種数値は、令和4年度版建設機械等損料算定表（（一社）日本建設機械施工協会）に記載される「ダンプトラック（オンロード・ディーゼル）」を準用している。</p> <p>ダンプトラックの積算における時速は30 km/hとする。再資源化施設等までの往復距離（km）を30kmで除して運搬にかかる時間（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）とする。</p> </div>	名称	規格	単位	数量	適用	軽油	バトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率		運転手	一般	人	1/T		特殊ダンプトラック損料		時間	1		タイヤ損料費及び補修費	1時間当り	時間	1		諸雑費		式	1	
名称	規格	単位	数量	適用																												
軽油	バトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率																													
運転手	一般	人	1/T																													
特殊ダンプトラック損料		時間	1																													
タイヤ損料費及び補修費	1時間当り	時間	1																													
諸雑費		式	1																													
-10-																																

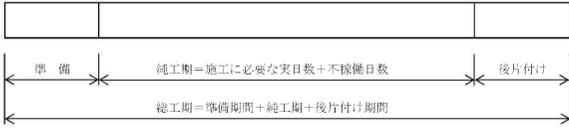
令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）
<p>VI-5 第VI編 土木工事標準単価 及び市場単価 第2章 市場単価 ③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵） ③-5防護柵設置工（落石防止柵）</p>	<p>③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵） 3. 適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 (1 1) 変化点における補強金具が必要になる場合は、別途計上する。</p>	<p>③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵）</p> <div data-bbox="1281 427 2027 678" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 適用範囲 1-1 市場単価が適用できる範囲 (2) 以下を読み替える。 文中の「平成12年度版」を「平成29年度版」 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 以下を読み替える。 文中の「平成29年度版」を「平成12年度版」</p> </div> <p>3. 適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 (1 1) 変化点における補強金具が必要になる場合は、別途計上する。</p> <div data-bbox="1281 815 2027 1102" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>③-5防護柵設置工（落石防止柵） 1. 適用範囲 1-1 市場単価が適用できる範囲 以下を追記する。 (3) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 以下を追記する。 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。</p> </div>
<p>- 11 -</p>		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）
<p>13-32 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭ その他 ・工期、水替日数及び供用日数</p>	<p>⑭ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期、水替日数及び供用日数 <p>1-1 工期日数の算定</p> <p>工期の設定は、4週8休（週休2日制）として算定する。</p>  <p>不稼働日数=雨休日数 + その他（出水期、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等））</p> <p>※雨休日数：施工に必要な実日数 × 雨休率（a...0.8） ※雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日））と降雨降雪日の年間の発生率。降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上の日。</p> <p>(1) 積み上げ方式による工期設定</p> <p>①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別表1のおおとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に含わせて設定すること。</p> <p>②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第17章②市場単位の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守（維持）工事等は除く。</p> <p>③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に設計工程等を確認する）。下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とする。</p> <p>【標準工期試算式（参考値）】</p> $T = A \times P^b$ <p>T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A、b： 係数（別表2）</p> <p>(2) 簡便式による工期設定</p> <p>①やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合、直接工事費が1億円未満の工事については、総工期を下記算定式により算出することができる。</p> <p>総工期の算定式</p> $T = A \times P^{0.8} \times 1.21$ <p>T： 総工期（準備、後片付け含む） P： 直接工事費（単位：円） A、b： 係数（別表2）</p>	<p>⑭ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水替日数及び供用日数 <p>1-1 水替日数の算定</p> <p>排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-2 供用日数の算定</p> <p>供用日数により計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> 
	13-32	13-32

削除

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）																																																																																															
<p>13-33 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭その他 ・上期、水谷日数及び供用日数</p>	<p>(3) 工期算定における留意事項</p> <p>①工期算定にあたっては、出水期等の作業不能日数、現場状況（地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況、支障物件の移転状況）を考慮して必要な日数を見込むこと。</p> <p>②工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。</p> <p>③コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。</p> <p>④工期日数の1日未満は切り上げとする。</p> <p style="text-align: center;">別表1 準備・後片付け期間</p> <table border="1" data-bbox="564 587 1151 935"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">準備期間</th> <th colspan="2">後片付け期間</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>備考</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>40日</td> <td>プレテン桁を含む</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>***日</td> <td>※注1</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P.C橋工事</td> <td>70日</td> <td>支承製作を含む※注2</td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>60日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事（新設）</td> <td>50日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事（修繕）</td> <td>60日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同溝等工事</td> <td>80日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>80日</td> <td>トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない</td> <td>30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>40日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>50日</td> <td>通年維持工事は除く</td> <td>20日</td> <td>通年維持工事は除く</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>40日</td> <td>通年維持工事は除く</td> <td>20日</td> <td>通年維持工事は除く</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>90日</td> <td></td> <td>20日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※注1、鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="573 970 1151 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁形式</th> <th colspan="3">重量(t)</th> </tr> <tr> <th>W ≤ 500</th> <th>500 < W ≤ 1250</th> <th>1250 < W ≤ 2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁桁等</td> <td>112日 (懸垂23日+材料手配90日)</td> <td>157日 (懸垂45日+材料手配112日)</td> <td>202日 (懸垂67日+材料手配135日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>桁桁等・・・(社)日本橋梁建設協会HPでは、「桁桁（合理化桁含む）」「箱桁（鋼床版含む）」に分類されるが全て上記日数と同じ。</p> <p>※注2、P.C橋工事 支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水平力分散ボム支承、免震支承（高減衰ボム）、橋脚分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラグ入り）、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。</p>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		海岸工事	40日		20日		道路改良工事	40日		20日		鋼橋架設工事	***日	※注1	20日		P.C橋工事	70日	支承製作を含む※注2	20日		橋梁保全工事	60日		20日		舗装工事（新設）	50日		20日		舗装工事（修繕）	60日		20日		共同溝等工事	80日		20日		トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	30日		砂防・地すべり等工事	40日		20日		道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	電線共同溝工事	90日		20日		橋梁形式	重量(t)			W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000	桁桁等	112日 (懸垂23日+材料手配90日)	157日 (懸垂45日+材料手配112日)	202日 (懸垂67日+材料手配135日)	<p style="text-align: center;">〔削除〕</p>
工種区分	準備期間		後片付け期間																																																																																														
	日数	備考	日数	備考																																																																																													
河川工事	40日		20日																																																																																														
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																														
海岸工事	40日		20日																																																																																														
道路改良工事	40日		20日																																																																																														
鋼橋架設工事	***日	※注1	20日																																																																																														
P.C橋工事	70日	支承製作を含む※注2	20日																																																																																														
橋梁保全工事	60日		20日																																																																																														
舗装工事（新設）	50日		20日																																																																																														
舗装工事（修繕）	60日		20日																																																																																														
共同溝等工事	80日		20日																																																																																														
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	30日																																																																																														
砂防・地すべり等工事	40日		20日																																																																																														
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																													
河川維持工事	40日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																													
電線共同溝工事	90日		20日																																																																																														
橋梁形式	重量(t)																																																																																																
	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000																																																																																														
桁桁等	112日 (懸垂23日+材料手配90日)	157日 (懸垂45日+材料手配112日)	202日 (懸垂67日+材料手配135日)																																																																																														
	13-33																																																																																																

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）																																										
<p>13-34 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭その他 ・上期、水替日数及び供用日数</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td style="text-align: center;">6.5</td><td style="text-align: center;">0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td style="text-align: center;">1.0</td><td style="text-align: center;">0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td style="text-align: center;">2.2</td><td style="text-align: center;">0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td style="text-align: center;">4.5</td><td style="text-align: center;">0.2373</td></tr> <tr><td>P.C橋工事</td><td style="text-align: center;">0.9</td><td style="text-align: center;">0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td style="text-align: center;">9.9</td><td style="text-align: center;">0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td style="text-align: center;">4.6</td><td style="text-align: center;">0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td style="text-align: center;">19.9</td><td style="text-align: center;">0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td style="text-align: center;">20.1</td><td style="text-align: center;">0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td style="text-align: center;">0.2</td><td style="text-align: center;">0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td style="text-align: center;">1.5</td><td style="text-align: center;">0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td style="text-align: center;">1.5</td><td style="text-align: center;">0.2934</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>1-2 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-3 供用日数の算定 供用日数で計上する仮設材賃料・器材賃料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="margin-top: 5px;"> \leftarrow 供用日数＝施工に必要な実日数＋不稼働日数 \rightarrow </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">13-34</p>	工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	P.C橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934	<p style="text-align: center; margin-top: 100px;">→ [削除]</p>
工種	A	b																																										
河川工事	6.5	0.1981																																										
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																										
海岸工事	0.6	0.3265																																										
道路改良工事	2.2	0.2637																																										
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																										
P.C橋工事	0.9	0.3154																																										
舗装工事	9.9	0.1753																																										
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																										
道路維持工事	19.9	0.1422																																										
河川維持工事	20.1	0.1436																																										
下水道1工事	0.2	0.4044																																										
下水道2工事	1.5	0.2817																																										
下水道3工事	1.5	0.2934																																										

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）																																																																																																								
14-17 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑭その他	<p>⑭ その他 「建設工事積算基準第1編第14章の規定」による。 ただし、「建設工事積算基準第1編第14章①1-2工期日数の算定」の雨休率については、猛暑日を考慮しない。また、「別表1」及び「別表2」については、下記に替える。</p> <p style="text-align: center;">別表1 準備・後片付け期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">準備期間</th> <th colspan="2">後片付け期間</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>備考</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td><td>プレテン桁を含む</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>治山・地すべり工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr> <tr><td>森林整備A</td><td>30日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr> <tr><td>森林整備B</td><td>20日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>40日</td><td></td><td>15日</td><td></td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>90日</td><td>照査、材料手間期間を含む</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>70日</td><td>支承製作を含む※注1</td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>50日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>60日</td><td></td><td>20日</td><td></td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td><td>通年維持工事は除く</td><td>20日</td><td>通年維持工事は除く</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td><td>トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない</td><td>20日</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※注1、PC橋工事 支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水中分散ゴム支承、免震支承（高減衰ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛ブラ入り）、その他特殊な支承の場合、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">別表2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>治山・地すべり工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	準備期間		後片付け期間		日数	備考	日数	備考	河川工事	40日		20日		河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日		治山・地すべり工事	40日		15日		海岸工事	40日		15日		森林整備A	30日		15日		森林整備B	20日		15日		道路工事	40日		15日		鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日		PC橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日		舗装工事	50日		20日		橋梁保全工事	60日		20日		道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く	トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	20日		工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	治山・地すべり工事	4.6	0.2263	海岸工事	0.6	0.3265	道路工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	PC橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	道路維持工事	19.9	0.1422	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> → [削除] </div>
工種区分	準備期間		後片付け期間																																																																																																							
	日数	備考	日数	備考																																																																																																						
河川工事	40日		20日																																																																																																							
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桁を含む	20日																																																																																																							
治山・地すべり工事	40日		15日																																																																																																							
海岸工事	40日		15日																																																																																																							
森林整備A	30日		15日																																																																																																							
森林整備B	20日		15日																																																																																																							
道路工事	40日		15日																																																																																																							
鋼橋架設工事	90日	照査、材料手間期間を含む	20日																																																																																																							
PC橋工事	70日	支承製作を含む※注1	20日																																																																																																							
舗装工事	50日		20日																																																																																																							
橋梁保全工事	60日		20日																																																																																																							
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く	20日	通年維持工事は除く																																																																																																						
トンネル工事	80日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	20日																																																																																																							
工種	A	b																																																																																																								
河川工事	6.5	0.1981																																																																																																								
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																																																																																								
治山・地すべり工事	4.6	0.2263																																																																																																								
海岸工事	0.6	0.3265																																																																																																								
道路工事	2.2	0.2637																																																																																																								
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																																																																																								
PC橋工事	0.9	0.3154																																																																																																								
舗装工事	9.9	0.1753																																																																																																								
道路維持工事	19.9	0.1422																																																																																																								

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）
<p>14-17 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑮請負工事機械経費積算要領 ⑯積算上の統一事項</p>	<p>⑮ 請負工事機械経費積算要領 「建設工事積算基準第I編第15章請負工事機械経費積算要領」の規定による。</p> <p>⑯ 積算上の統一事項 「建設工事積算基準第I編第16章積算上の統一事項等」による。 ただし、「建設工事積算基準第I編第16章①積算上の統一事項」については、下記のとおり適用する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p>⑭ 請負工事機械経費積算要領 「建設工事積算基準第I編第14章請負工事機械経費積算要領」の規定による。</p> <p>⑮ 積算上の統一事項 「建設工事積算基準第I編第15章積算上の統一事項等」による。 ただし、「建設工事積算基準第I編第15章①積算上の統一事項」については、下記のとおり適用する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年3月27日

ページ	改定前（令和6年3月31日まで適用）	改定後（令和6年4月1日以降適用）
<p>14-18 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑰作業日当たりの標準作業量 ⑱「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用について</p>	<p>⑰ 作業日当たり標準作業量 「建設工事積算基準第1編第17章の規定」による。 ただし、治山・林道必携積算・施工編 上巻 4 森林整備事業保全事業標準歩掛 を適用する工種については同第4編 作業日当たり標準作業量による。</p> <p>⑱ 「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用 について [略]</p>	<p>⑰ 作業日当たり標準作業量 「建設工事積算基準第1編第16章の規定」による。 ただし、治山・林道必携積算・施工編 上巻 4 森林整備事業保全事業標準歩掛 を適用する工種については同第4編 作業日当たり標準作業量による。</p> <p>⑱ 「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用 について [略]</p>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																												
<p>I-2-②-40 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費</p>	<p style="text-align: center;">別表第2 現場管理費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P.C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さ20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97</td> <td>1,623.7</td> <td>-0.2042</td> <td>30.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P.C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p style="text-align: center;">別表第2 現場管理費率(令和6年4月30日まで適用)</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P.C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さ20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97</td> <td>1,623.7</td> <td>-0.2042</td> <td>30.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="3">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P.C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下			700万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																							
				2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																										
		A	b																																																																																																																																																																																																											
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																										
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																										
P.C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																										
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																										
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																										
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																										
		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																																																																																											
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																										
		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																																																																																											
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																										
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																										
		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																																																																																											
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																										
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																										
P.C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																										
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																										
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																										
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																										
		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																																																																																											
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																										
		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																																																																																											
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																										
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																										

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																																																																										
<p>I-2-②-41 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費</p>	<p>第4表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） $N p$：純工事費（円） A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	<p>第4表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24
工種区分	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																					
				下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																									
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																							
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																							
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																							
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																							
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																							
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																							
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																							
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																							
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																							
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																							
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																							
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																							
<p>→ I-2-②-43へ移動</p>																																																																																																																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																																												
I-2-②-42 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表第2 現場管理費率(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1,118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1,229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2,132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1,528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>65.88</td> <td>1,465.2</td> <td>-0.1968</td> <td>31.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>60.33</td> <td>613</td> <td>-0.1598</td> <td>32.29</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>42.35</td> <td>167.1</td> <td>-0.0946</td> <td>29.25</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																										
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																										
		A	b																																																																																																											
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91																																																																																																										
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																										
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																										
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																										
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																										
P C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																										
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48																																																																																																										
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																										
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01																																																																																																										
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13																																																																																																										
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																										
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																										
		A	b																																																																																																											
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																										
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																										
		A	b																																																																																																											
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29																																																																																																										
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																										
-20-																																																																																																														

追加→

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																	
I-2-②-43 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="text-align: center;">1,000万円 以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円 以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の 率 とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の 率 とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同溝等工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">50.57</td> <td style="text-align: center;">351.0</td> <td style="text-align: center;">-0.1202</td> <td style="text-align: center;">26.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">38.78</td> <td style="text-align: center;">103.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0609</td> <td style="text-align: center;">28.09</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">トンネル工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">45.56</td> <td style="text-align: center;">189.4</td> <td style="text-align: center;">-0.0884</td> <td style="text-align: center;">28.52</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">34.99</td> <td style="text-align: center;">49.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0209</td> <td style="text-align: center;">31.32</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">38.21</td> <td style="text-align: center;">202.3</td> <td style="text-align: center;">-0.1034</td> <td style="text-align: center;">22.09</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">32.72</td> <td style="text-align: center;">46.8</td> <td style="text-align: center;">-0.0222</td> <td style="text-align: center;">29.09</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="text-align: center;">3億円 以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円 以下</th> <th style="text-align: center;">50億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の 率 とする</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の 率 とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリートダム</td> <td style="text-align: center;">31.19</td> <td style="text-align: center;">35.0</td> <td style="text-align: center;">-0.0059</td> <td style="text-align: center;">30.68</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フィルダム</td> <td style="text-align: center;">34.59</td> <td style="text-align: center;">154.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0768</td> <td style="text-align: center;">27.87</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） $N p$：純工事費（円） A, b：変数値</p> <p>（注）1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> </div>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	A	b	共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09	トンネル工事	(1)	45.56	189.4	-0.0884	28.52	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09	対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする	A	b	コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68	フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの																																																															
	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする																																																															
		A	b																																																																
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75																																																														
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09																																																														
トンネル工事	(1)	45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																														
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32																																																														
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09																																																														
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09																																																														
対象額 適用区分 工種区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの																																																															
	下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする																																																															
		A	b																																																																
コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68																																																															
フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87																																																															
		追加→																																																																	
		I-2-②-41 から移動←																																																																	

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）
<p>11-1 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p>	<p style="text-align: center;">第11-1編 港湾</p> <p>[1] 適用する基準 港湾土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第1章 総則 2節 積算の通則 3. 積算価格構成の内訳 3-4 工事価格の端数処理 工事価格の端数処理については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5諸雑費及び端数処理/(2)端数処理</p> <p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-1 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3労務費 2-2 材料費 2-2-1 材料単価 材料単価については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費 補足資料-1 直接工事費 5. 賃料の取扱い 1) 賃料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。 (1) 賃料 賃料については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費 3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">第11-1編 港湾</p> <p>[1] 適用する基準 港湾土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第1章 総則 2節 積算の通則 3. 積算価格構成の内訳 3-4 工事価格の端数処理 工事価格の端数処理については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5諸雑費及び端数処理/(2)端数処理</p> <p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-1 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3労務費 2-2 材料費 2-2-1 材料単価 材料単価については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費 補足資料-1 直接工事費 5. 賃料の取扱い 1) 賃料の端数処理、更新等については、以下によることを原則とする。 (1) 賃料 賃料については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費 2-1 現場環境改善費 (令和6年4月30日まで適用) ・港湾土木請負工事積算基準/第1部/第1章/2節/2. 共通仮設費/2-1 1 現場環境改善費/表-②</p>
<p>→ 11-2へ移動 追加→</p> <p>→ 11-3へ移動</p>		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																												
<p>11-2 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p>	<p>4節 その他 1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について</p> <p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>4節 本体工 4. 1 ケーソン式 3. ケーソン潜水掘削工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運搬費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="607 655 1077 730"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918円</td> <td>島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長</td> <td>2,154円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 市場単価</p> <p>1. 市場単価の調査方法および決定方法 1-3 適用にあたっての主な留意事項 離島についても、市場単価を適用する。</p> <p>1-4 市場単価の公表 市場単価の公表については、以下による ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費</p> <p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航の積算 2-3-2 運搬費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="607 1066 1077 1141"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918円</td> <td>島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長</td> <td>2,154円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。</p>	職 種	乗船手当	備 考	普通船員	1,918円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長	2,154円	金額は消費税を含まない金額である。	職 種	乗船手当	備 考	普通船員	1,918円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長	2,154円	金額は消費税を含まない金額である。	<p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="1384 400 1861 544"> <thead> <tr> <th rowspan="2">別 項 目 工 種 区 分</th> <th colspan="3">別 項 目</th> </tr> <tr> <th>600万円以下 下記の率とする</th> <th>600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>2.58%</td> <td>11.3423</td> <td>-0.5575</td> </tr> <tr> <td>工事 橋梁物工事</td> <td>2.02%</td> <td>1.92.8</td> <td>-0.4089</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1384 560 1861 671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">別 項 目 工 種 区 分</th> <th colspan="3">別 項 目</th> </tr> <tr> <th>600万円以下 下記の率とする</th> <th>600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 架 工 事</td> <td>4.02%</td> <td>17.100.2</td> <td>-0.5353</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I_r : 現場環境改善費率(%) P : 現場環境改善費率の算出対象額(円) a, b : 定数値</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 積算方法 (令和6年4月30日まで適用) ・港湾土木請負工事積算基準/第1部/第1章/2節/3. 現場管理費/3-1 積算方法等/3-1-1 積算方法/表-③</p>	別 項 目 工 種 区 分	別 項 目			600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	20億円を超えるもの 下記の率とする	港湾 浚渫工事	2.58%	11.3423	-0.5575	工事 橋梁物工事	2.02%	1.92.8	-0.4089	別 項 目 工 種 区 分	別 項 目			600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	10億円を超えるもの 下記の率とする	高 架 工 事	4.02%	17.100.2	-0.5353
職 種	乗船手当	備 考																																												
普通船員	1,918円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																												
船団長	2,154円	金額は消費税を含まない金額である。																																												
職 種	乗船手当	備 考																																												
普通船員	1,918円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																												
船団長	2,154円	金額は消費税を含まない金額である。																																												
別 項 目 工 種 区 分	別 項 目																																													
	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	20億円を超えるもの 下記の率とする																																											
港湾 浚渫工事	2.58%	11.3423	-0.5575																																											
工事 橋梁物工事	2.02%	1.92.8	-0.4089																																											
別 項 目 工 種 区 分	別 項 目																																													
	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	10億円を超えるもの 下記の率とする																																											
高 架 工 事	4.02%	17.100.2	-0.5353																																											
		<p>11-3へ移動</p> <p>追加→</p> <p>11-4へ移動</p> <p>11-1から移動←</p> <p>追加→</p>																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																							
<p>11-3 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p>		<p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>24.08 %</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.85 %</td> <td>49.5</td> <td>-0.0315</td> <td>29.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>28.11 %</td> <td>109.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_c = a \cdot N_c^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_c : 現場管理費率 (%) N_c : 純工事費 (円) a、b : 定数値</p> <p>3-1-2. 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p> <p>11-1から移動 11-2から移動</p> <p>4節 その他 1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 工期の延長等に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について</p> <p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>4節 本体工</p> <p>4.1 ケーソン式 3. ケーソン進水据付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	工事 構造物工事	24.85 %	49.5	-0.0315	29.63 %	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	28.11 %	109.3	-0.0807	18.84 %	職 種	乗船手当	備 考	普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	高級船員		
対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																					
工種区分		a	b																																																						
港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																																					
工事 構造物工事	24.85 %	49.5	-0.0315	29.63 %																																																					
対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																					
工種区分		a	b																																																						
海岸 工事	28.11 %	109.3	-0.0807	18.84 %																																																					
職 種	乗船手当	備 考																																																							
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																																							
船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																																							
高級船員																																																									

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																		
<p>11-6 第11-2 漁港漁場整備編 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p>	<p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>4節 本体内 4. 1 ケーソン式 3. ケーソン潜水据付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="577 794 1115 882"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td rowspan="3">職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>船団長</td> <td>2,154 円</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 市場単価</p> <p>1. 市場単価の調査方法および決定方法 1-3 適用にあたっての主な留意事項 離島についても、市場単価を適用する。</p> <p>1-4 市場単価の公表 市場単価の公表については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費</p> <p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航費の積算 2-3-2 運転費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="577 1265 1115 1353"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td rowspan="3">職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>船団長</td> <td>2,154 円</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。	船団長	2,154 円	高級船員		職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。	船団長	2,154 円	高級船員		<p>2-11 現場環境改善費 (令和6年4月30日まで適用) ・漁港漁場関係工事積算基準/第1部/第2章/2節/2. 共通仮設費/2-11 現場環境改善費/表-②</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="1328 507 1821 659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>上積区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港 関係 工事</td> <td>2.58 %</td> <td>11,242.3</td> <td>-0.5375</td> <td>0.11 %</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁港 関係 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1328 683 1821 802"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>上積区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁 港 工 事</td> <td>4.02 %</td> <td>17,190.2</td> <td>-0.5353</td> <td>0.26 %</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場環境改善費率の算定式 $I_e = a \cdot P^b$ ただし、 I_e : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a, b : 定数値</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 積算方法 (令和6年4月30日まで適用) ・漁港漁場関係工事積算基準/第1部/第2章/2節/3. 現場管理費/3-1 積算方法等/3-1-1 積算方法/表-③</p>	対象額 適用 区分等	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による		下記の率とする		上積区分	a	b	a	b	a	b	漁港 関係 工事	2.58 %	11,242.3	-0.5375	0.11 %			漁港 関係 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %			対象額 適用 区分等	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による		下記の率とする		上積区分	a	b	a	b	a	b	漁 港 工 事	4.02 %	17,190.2	-0.5353	0.26 %			<p>-25-</p>
職 種	乗船手当	摘 要																																																																																		
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。																																																																																		
船団長	2,154 円																																																																																			
高級船員																																																																																				
職 種	乗船手当	摘 要																																																																																		
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。																																																																																		
船団長	2,154 円																																																																																			
高級船員																																																																																				
対象額 適用 区分等	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																															
	下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による		下記の率とする																																																																															
上積区分	a	b	a	b	a	b																																																																														
漁港 関係 工事	2.58 %	11,242.3	-0.5375	0.11 %																																																																																
漁港 関係 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																
対象額 適用 区分等	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																															
	下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数は下記による		下記の率とする																																																																															
上積区分	a	b	a	b	a	b																																																																														
漁 港 工 事	4.02 %	17,190.2	-0.5353	0.26 %																																																																																

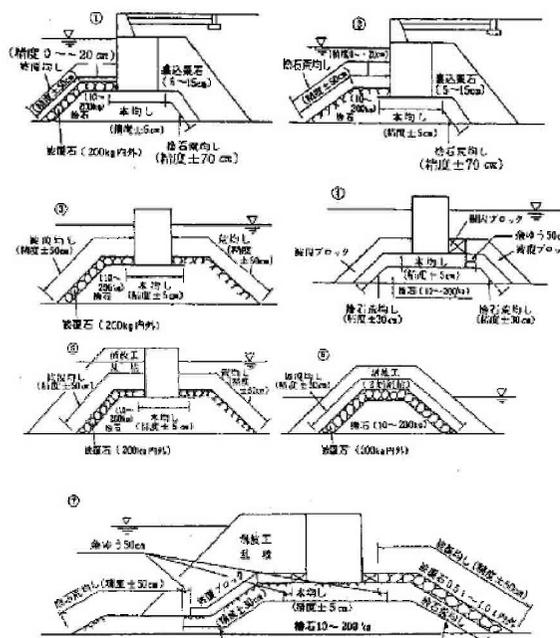
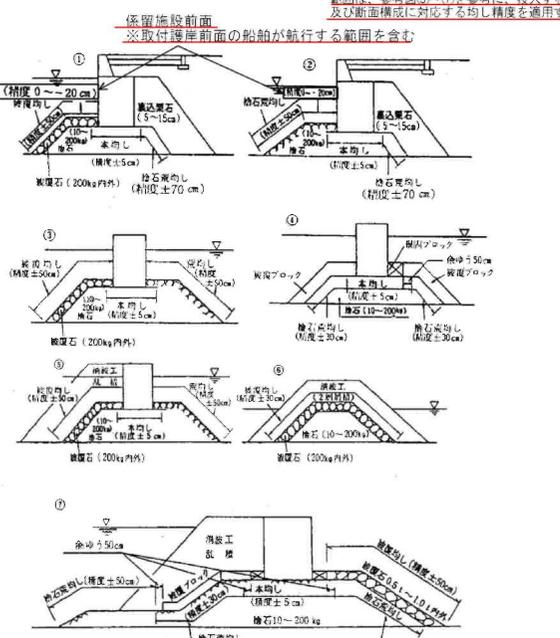
令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																												
<p>11-7 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p>	<div data-bbox="515 347 1131 534" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を参考に適切に計上する。</p> <p>2節 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p> </div> <p style="color: red; margin-left: 200px;">→ 11-8へ移動</p>	<div data-bbox="1310 311 1993 813" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港 関係 工事</td> <td>24.08%</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.65%</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th colspan="4">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸工事</td> <td>28.11%</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td colspan="3">18.81%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J = a \cdot N \cdot b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J : 現場管理費率 (%) N : 総工事費 (円) a, b : 定数値</p> </div> <p style="color: red; margin-left: 200px;">追加→</p> <div data-bbox="1310 829 1993 1324" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>3-1-2 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>第3章 直接工事費の施工歩掛</p> <p>4節 本体工</p> <p>4.1 ケーソン式 3. ケーソン進水据付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運搬費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="color: red; margin-left: 200px;">11-6から移動</p>	対象額 適用 区分等	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		工種区分	a	b	下記の率とする		漁港 関係 工事	24.08%	82.2	-0.0779	15.50%	構造物工事	24.65%	40.5	-0.0315	20.63%	対象額 適用 区分等	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		工種区分	a	b	下記の率とする				沿岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.81%			職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。
対象額 適用 区分等	700万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																										
	下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による																																																											
工種区分	a	b	下記の率とする																																																											
漁港 関係 工事	24.08%	82.2	-0.0779	15.50%																																																										
構造物工事	24.65%	40.5	-0.0315	20.63%																																																										
対象額 適用 区分等	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																									
	下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																									
工種区分	a	b	下記の率とする																																																											
沿岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.81%																																																										
職 種	乗船手当	摘 要																																																												
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																																												
高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																												
<p>11-13 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2] 独自基準 第1章</p>	<p>9. 均しの区分、余裕幅</p>  <p>注1. 捨石のみを暫定投入する場合は、精度±70cmを設計書に表示し無価とする。 2. 異形ブロックを層積する場合被覆均し精度は±30cmとする。 3. 被覆石（0.5t内外、1t内外）を使用する場合は荒均し精度±50cmとする。 4. 捨石本均しの余裕幅</p> <table border="1" data-bbox="560 1228 806 1340"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">余 裕 幅 (m)</th> </tr> <tr> <th>片 側</th> <th>両 側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲ ー ジ ン</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>セルラー1し砂方塊</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>場 所 打 ち</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	余 裕 幅 (m)		片 側	両 側	ゲ ー ジ ン	1.0	2.0	セルラー1し砂方塊	0.5	1.0	場 所 打 ち	0.5	1.0	<p>9. 均しの区分、余裕幅</p> <p>※取付護岸等の前面における船舶が航行しない範囲は、参考図③～⑦を参考に、投入する対象材料及び断面構成に対応する均し精度を適用する。</p> <p>係留施設前面 ※取付護岸前面の船舶が航行する範囲を含む</p>  <p>注) 1. 捨石のみを暫定投入する場合は、精度±70cmを設計書に表示し無価とする。 2. 異形ブロックを層積する場合の被覆均し精度は±30cmとする。 3. 被覆石（0.5t内外、1t内外）を使用する場合は、荒均し精度±50cmとする。 4. 係留施設前面の荒均し精度は、0～20cmとし、荒均し精度±10cmの能力を使用する。 ※取付護岸前面の船舶が航行する範囲を含む。 5. 取付護岸等の前面における船舶が航行しない範囲は、参考図③～⑦を参考に、投入する対象材料及び断面構成に対応する均し精度を適用する。 6. 捨石本均しの余裕幅</p> <p>◆捨石本均しの余裕幅</p> <table border="1" data-bbox="1366 1228 1612 1340"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">余 裕 幅 (m)</th> </tr> <tr> <th>片 側</th> <th>両 側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲ ー ジ ン</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>セルラー1し砂方塊</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>場 所 打 ち</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	余 裕 幅 (m)		片 側	両 側	ゲ ー ジ ン	1.0	2.0	セルラー1し砂方塊	0.5	1.0	場 所 打 ち	0.5	1.0
区 分	余 裕 幅 (m)																													
	片 側	両 側																												
ゲ ー ジ ン	1.0	2.0																												
セルラー1し砂方塊	0.5	1.0																												
場 所 打 ち	0.5	1.0																												
区 分	余 裕 幅 (m)																													
	片 側	両 側																												
ゲ ー ジ ン	1.0	2.0																												
セルラー1し砂方塊	0.5	1.0																												
場 所 打 ち	0.5	1.0																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）
<p>12-1 第12-1編 空港土木 〔2〕独自基準 第2章 工事費の積算</p>	<p style="text-align: center;">第12-1編 空港土木</p> <p>[1] 適用基準 空港請負工事積算基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章 総則 ①適用範囲等 3. 基準の適用 基準の適用 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第1章/①基準の適用等/1 基準の適用</p> <p>②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5 諸雑費及び端数処理/(2)端数処理/5)</p> <p>第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3 労務費</p> <p>2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1 材料費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> </div> <p>第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第13章 設計変更</p>	<p style="text-align: center;">第12-1編 空港土木</p> <p>[1] 適用基準 空港請負工事積算基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章 総則 ①適用範囲等 3. 基準の適用 基準の適用 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第1章/①基準の適用等/1 基準の適用</p> <p>②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5 諸雑費及び端数処理/(2)端数処理/5)</p> <p>第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3 労務費</p> <p>2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1 材料費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>②間接工事費 2. 現場管理費 2-5 現場管理費の計算 (令和6年4月30日まで適用) ・空港土木請負工事積算基準/第1部/第1編/第2章/2節/②間接工事費/2. 現場管理費/2-5 現場管理費の計算/別表第2</p> </div>
<p>追加→</p> <p>→ 12-2(1)へ移動</p>		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																												
<p>12-2 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 第7章 空港請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>第3編 空港</p> <p>第4章 空港維持・修繕</p> <p>⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p> </div> <p style="color: red; margin-left: 200px;">→ 12-2(1)へ移動</p> <p style="color: red; margin-left: 100px;">追加→</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>別表第2 現場管理費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>35.09</td> <td>119.6</td> <td>-0.0795</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.68</td> <td>109.6</td> <td>-0.1130</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 算定式 $J_e = A \cdot N_p^b$ ただし J_e : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) $A \cdot b$: 変数値</p> <p>(注) J_e の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 現場環境改善費</p> <p>1-3 積算方法</p> <p>(令和6年4月30日まで適用)</p> <p>・空港土木請負工事積算基準/第1部/第1編/第7章/① 空港請負工事における現場環境改善費の積算 /1. 現場環境改善費/1-3 積算方法/ (1) /1)</p> </div>	対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下	50億円を 超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		工種区分		A	b	空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795				下記の率とする	対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下	20億円を 超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		工種区分		A	b	空港舗装工事	29.68	109.6	-0.1130				下記の率とする	対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下	2億円を 超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		工種区分		A	b	空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365				下記の率とする
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下	50億円を 超えるもの																																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																												
工種区分		A	b																																																											
空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795																																																											
			下記の率とする																																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下	20億円を 超えるもの																																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																												
工種区分		A	b																																																											
空港舗装工事	29.68	109.6	-0.1130																																																											
			下記の率とする																																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下	2億円を 超えるもの																																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																												
工種区分		A	b																																																											
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365																																																											
			下記の率とする																																																											

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）
<p>12-2（1） 第12-1編 空港土木 〔2〕独自基準 第7章 空港請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<p>追加→</p> <p>12-1から移動←</p> <p>12-2から移動←</p>	<div data-bbox="1290 360 1980 580" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用) 1)積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ K:現場環境改善費 i:現場環境改善費率(単位:% 小数第3位四捨五入し、第2位とする) $i = 46687.43 \cdot P_i^{-0.8911}$ P_i:対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)+支給品 (共通仮設費対象分)+事業損失防止施設費) α:積上げ計上分</p> </div> <div data-bbox="1290 593 1980 849" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 本章については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第13章 設計変更</p> </div> <div data-bbox="1290 865 1980 1120" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第3編 空港 第4章 空港維持・修繕 ⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p> </div>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																										
14-10 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算	<p style="text-align: center;"><small>令和5年度建設工事積算基準</small></p> <p style="text-align: center;">別表④（工種別現場管理費率標準値表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>44.97</td><td>220.0</td><td>-0.0985</td><td>26.69</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。</p>	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28	道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	トンネル工事	44.97	220.0	-0.0985	26.69	<p style="text-align: center;"><small>令和5年度建設工事積算基準</small></p> <p style="text-align: center;">別表④（工種別現場管理費率標準値表） 令和6年4月30日まで適用 追加記述</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>44.97</td><td>220.0</td><td>-0.0985</td><td>26.69</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。</p>	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28	道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	トンネル工事	44.97	220.0	-0.0985	26.69
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)			700万円を超え10億円以下			10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																									
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																								
治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																								
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																								
森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																								
道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																								
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																								
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																								
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
トンネル工事	44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																								
治山・地すべり防止工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																								
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																								
森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																								
道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																								
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																								
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																								
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																								
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																																																																									
トンネル工事	44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																																																																								

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで適用）	改定後（令和6年5月1日以降適用）																																																																																																									
<p>14-11 第14編 森林整備 第1章 総則 〔2〕独自基準 ②工事費の積算</p>		<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>別表④（工種別現場管理費率標準値表） 令和6年5月1日以降適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1,118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td>46.27</td><td>1,229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>65.88</td><td>1,465.2</td><td>-0.1968</td><td>31.45</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613.0</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>45.56</td><td>189.4</td><td>-0.0884</td><td>28.52</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。</p>	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)	A	b	河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	森林整備	43.09	347.3	-0.1324	22.34	道路工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)	A	b	橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)	A	b	道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)	A	b	トンネル工事	45.56	189.4	-0.0884	28.52
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	700万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの																																																																																																						
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。(%)																																																																																																						
		A	b																																																																																																								
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91																																																																																																							
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																							
治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48																																																																																																							
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																							
森林整備	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																							
道路工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																							
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																							
P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																							
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																							
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																							
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)																																																																																																							
		A	b																																																																																																								
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																							
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)																																																																																																							
		A	b																																																																																																								
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																							
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。(%)																																																																																																							
		A	b																																																																																																								
トンネル工事	45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																																																																							
-32-																																																																																																											

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																		
記載頁																																																				
I-2-②-27																																																				
第I編 総則																																																				
第2章 工事費の積算																																																				
②間接工事費																																																				
2-3 準備費																																																				
	<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>イ 着手時の準備費用</p> <p>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、計測等に要する費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地幅杭等の仮設等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備及び片付けとして行う以下に要する費用</p> <p>イ ブルドーザ、レーキドザー、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用</p> <p>なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）</p> <p>ハ 型枠及び足場等仮設資材の処分費用</p> <p>ニ セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分には要する費用は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用、大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>(2) 積算方法 準備費に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げられるものとする。</p> <p>なお、伐採作業、伐採に伴う集積・積込、伐採により発生する建設副産物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分を要する費用は、準備費として別途計上すること。</p> <p style="text-align: center;">伐採作業等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="689 895 1061 1002"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業費</th> <th>集積・積込 (現場内小運搬含む)</th> <th>運搬費</th> <th>処分費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐開</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>伐採</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>除根</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：率分 ●：積上</p> <p>(3) 伐開、伐採の定義について 伐開とは、胸高直径5cm未満の雑木や小さな樹木・竹などの除去で、ブルドーザ・レーキドザーあるいはバックホウ等で作業を行うものをいう。 伐採とは、胸高直径5cm以上の樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す作業をいう。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-27</p>	項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費	伐開	○	○	●	●	伐採	●	●	●	●	除根	○	○	●	●	除草	○	○	●	●	<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>イ 着手時の準備費用</p> <p>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、計測等に要する費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地幅杭等の仮設等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備及び片付けとして行う以下に要する費用</p> <p>イ ブルドーザ、レーキドザー、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用</p> <p>なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）</p> <p>ハ 型枠及び足場等仮設資材の処分費用</p> <p>ニ セメント袋や通常の土のう袋の処分費（直接工事費に積上げた大型土のう袋やフレコンバックの処分には要する費用は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用、大型土のう袋やフレコンバックの処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>(2) 積算方法 準備費に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げられるものとする。</p> <p>なお、伐採作業、伐採に伴う集積・積込、伐採により発生する建設副産物等の工事現場外に搬出する運搬及び処分を要する費用は、準備費として別途計上すること。</p> <p style="text-align: center;">伐採作業等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="1462 895 1834 1002"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業費</th> <th>集積・積込 (現場内小運搬含む)</th> <th>運搬費</th> <th>処分費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐開</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>伐採</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>除根</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：率分 ●：積上</p> <p>(3) 伐開、伐採の定義について 伐開とは、胸高直径5cm未満の雑木や小さな樹木・竹などの除去で、ブルドーザ・レーキドザーあるいはバックホウ等で作業を行うものをいう。 伐採とは、胸高直径5cm以上の樹木等をチェーンソーなどにより切り倒す作業をいう。</p> <p>追加 → (4) 伐採で生じた根株について 伐採で生じた根株の除去、現場内での集積・積込については、現地状況を踏まえ、必要に応じて積上げ計上を行うこと。（令和6年5月24日付 技第141号「建設発生木材の取扱い」の改定について 参照）</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-27</p>	項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費	伐開	○	○	●	●	伐採	●	●	●	●	除根	○	○	●	●	除草	○	○	●	●
項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費																																																
伐開	○	○	●	●																																																
伐採	●	●	●	●																																																
除根	○	○	●	●																																																
除草	○	○	●	●																																																
項目	作業費	集積・積込 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費																																																
伐開	○	○	●	●																																																
伐採	●	●	●	●																																																
除根	○	○	●	●																																																
除草	○	○	●	●																																																

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																						
<p>14-11 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ② 工事費の積算</p>	<p>令和5年度建設工事積算基準</p> <p>別表②（共通仮設費率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td rowspan="2">森林整備</td><td rowspan="2">A</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>B</td><td>5.40</td><td>24.0</td><td>-0.0956</td><td>-</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>27.32</td><td>7,050.2</td><td>-0.3558</td><td>6.79</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>23.94</td><td>4,118.1</td><td>-0.3548</td><td>5.97</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。</p> <p>1. Aの区分</p> <p>(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合</p> <p>(2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所</p> <p>(3) 航空実播工</p> <p>(4) 種子吹付工</p> <p style="text-align: center;">14-7</p>	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	治山・地すべり防止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62	B	5.40	24.0	-0.0956	-	道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	<p>令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">追加記述</p> <p>別表②（共通仮設費率） 令和6年5月31日まで適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td rowspan="2">森林整備</td><td rowspan="2">A</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>B</td><td>5.40</td><td>24.0</td><td>-0.0956</td><td>-</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>27.32</td><td>7,050.2</td><td>-0.3558</td><td>6.79</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>23.94</td><td>4,118.1</td><td>-0.3548</td><td>5.97</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分 下記の率と する。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。</p> <p>1. Aの区分</p> <p>(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合</p> <p>(2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所</p> <p>(3) 航空実播工</p> <p>(4) 種子吹付工</p> <p style="text-align: center;">14-7</p>	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	治山・地すべり防止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62	B	5.40	24.0	-0.0956	-	道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)	A	b	トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)			600万円を超え10億円以下			10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																	
		A	b																																																																																																																																																																																																					
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																				
治山・地すべり防止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																				
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																				
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																			
		B	5.40	24.0	-0.0956	-																																																																																																																																																																																																		
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																				
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																				
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																				
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え10億円以下		10億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																				
治山・地すべり防止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																				
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																				
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																			
		B	5.40	24.0	-0.0956	-																																																																																																																																																																																																		
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																				
P・C橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																				
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																				
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	600万円を超え3億円以下		3億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分 下記の率と する。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの 下記の率と する。(%)																																																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																																																																																				

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																																																							
<p>14-11 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算</p>		<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">別表②(共通仮設費率) 令和6年6月1日以降適用</p> <p>②-1表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td></td> <td>12.53</td> <td>238.6</td> <td>-0.1888</td> <td>4.77</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td></td> <td>20.77</td> <td>1,228.3</td> <td>-0.2614</td> <td>5.45</td> </tr> <tr> <td>治山・地すべり防止工事</td> <td></td> <td>15.19</td> <td>624.5</td> <td>-0.2381</td> <td>4.49</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td>13.08</td> <td>407.9</td> <td>-0.2204</td> <td>4.24</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林整備</td> <td>A</td> <td>10.80</td> <td>48.0</td> <td>-0.0956</td> <td>6.62</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5.40</td> <td>24.0</td> <td>-0.0956</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>道路架設工事</td> <td></td> <td>12.78</td> <td>57.0</td> <td>-0.0958</td> <td>7.83</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td></td> <td>38.36</td> <td>10,668.4</td> <td>-0.3606</td> <td>6.06</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td></td> <td>27.04</td> <td>1,636.8</td> <td>-0.2629</td> <td>7.05</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td></td> <td>17.09</td> <td>435.1</td> <td>-0.2074</td> <td>5.92</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td></td> <td>10.80</td> <td>48.0</td> <td>-0.0956</td> <td>6.62</td> </tr> </tbody> </table> <p>②-2表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>懸架保全工事</td> <td></td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>②-3表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> </tbody> </table> <p>②-4表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">14-8(D)</p>	対象額 適用区分 工種区分	対象額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。			下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62	B	5.40	24.0	-0.0956	-	道路架設工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	対象額 適用区分 工種区分	対象額	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。			下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)	懸架保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	対象額 適用区分 工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。			下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)	道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	対象額 適用区分 工種区分	対象額	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。			下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
対象額 適用区分 工種区分	対象額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																					
	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。																																																																																																																																							
	下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)																																																																																																																																					
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																				
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																				
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																				
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																				
	B	5.40	24.0	-0.0956	-																																																																																																																																				
道路架設工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																				
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																				
P C橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																				
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																				
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	対象額	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																					
	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。																																																																																																																																							
	下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)																																																																																																																																					
懸架保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																					
	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。																																																																																																																																							
	下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)																																																																																																																																					
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	対象額	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																					
	適用区分	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。																																																																																																																																							
	下記の率とする。(%)	A	b	下記の率とする。(%)																																																																																																																																					
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																				
-35-																																																																																																																																									

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																
<p>14-11 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算</p>		<div style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>②-5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 35%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">600万円を超過5,600万円以下</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">下記の率を②-1表の率に加算する。(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A'</td> <td style="text-align: center;">b'</td> </tr> <tr> <td>治山・地すべり防止工事</td> <td style="text-align: center;">1.36</td> <td style="text-align: center;">302.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0191</td> </tr> <tr> <td>道路工事</td> <td style="text-align: center;">2.96</td> <td style="text-align: center;">75.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0107</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 共通仮設費率(kr)の算定式 $kr = A \cdot P$ ただし、kr：共通仮設費率(%) P：対象額(円) A・b：変数 krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合は、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合は、②-1表の率に②-5表の率を加算するものとする。 $kr = (A + A') \cdot P^{0.95}$ ただし、A'・b'：変数(②-5表) 3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事区分</th> <th style="width: 30%;">対象額(円)の範囲</th> <th style="width: 40%;">共通仮設費率(%)の算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">治山・地すべり防止工事</td> <td>56,000,000円超</td> <td>5,280,000/対象額(円) × 100</td> </tr> <tr> <td>60,205,000円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路工事</td> <td>56,000,000円超</td> <td>6,496,000/対象額(円) × 100</td> </tr> <tr> <td>63,748,000円以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 森林整備のAとBの区分は次のとおりとする。 1. Aの区分 (1) 十木の上事と併せて行う森林整備に係る上事で、当該上事の対象額のうち十木の上事の費用の割合が20%以上の場合 (2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場所 (3) 航空実地工 (4) 種子吹付工 2. Bの区分 上記(1)から(4)まで以外の森林整備</p> </div> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">追加→</p>	対象額	600万円以下	600万円を超過5,600万円以下		適用区分	下記の率を②-1表の率に加算する。(%)		工種区分		A'	b'	治山・地すべり防止工事	1.36	302.9	-0.0191	道路工事	2.96	75.5	-0.0107	工事区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式	治山・地すべり防止工事	56,000,000円超	5,280,000/対象額(円) × 100	60,205,000円以下		道路工事	56,000,000円超	6,496,000/対象額(円) × 100	63,748,000円以下	
対象額	600万円以下	600万円を超過5,600万円以下																																
	適用区分	下記の率を②-1表の率に加算する。(%)																																
工種区分		A'	b'																															
治山・地すべり防止工事	1.36	302.9	-0.0191																															
道路工事	2.96	75.5	-0.0107																															
工事区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式																																
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超	5,280,000/対象額(円) × 100																																
	60,205,000円以下																																	
道路工事	56,000,000円超	6,496,000/対象額(円) × 100																																
	63,748,000円以下																																	
		14-8																																

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																										
<p>13-10 (1) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 1) 共通仮設費</p>	<p>別表4 共通仮設費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="10">1.4</td> <td rowspan="10">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>橋梁保全工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）</td> <td>農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 ※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市旭町・赤染町、益田市見町、吉野町及び離島が該当する。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型」一覧表に示す市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html】 3. 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先順に従って決定するものとする。</p>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地 (DID 補正) (1) - 2	橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	<p>別表4 共通仮設費率の補正（令和6年5月31日まで適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="10">1.4</td> <td rowspan="10">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID 補正) (1) - 2</td> <td>橋梁保全工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）</td> <td>農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">13-10(2)へ移動</p>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地 (DID 補正) (1) - 2	橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先																																																																								
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																								
	橋梁保全工事																																																																											
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																										
	橋梁保全工事																																																																											
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
市街地 (DID 補正) (1) - 2	橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
	鋼橋架設工事																																																																											
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。																																																																										
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																										
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。																																																																										
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合																																																																										
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先																																																																								
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																								
	橋梁保全工事																																																																											
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																										
	橋梁保全工事																																																																											
市街地 (DID 補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
市街地 (DID 補正) (1) - 2	橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
	鋼橋架設工事																																																																											
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。																																																																										
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																										
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																										
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。																																																																										
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合																																																																										
-37-																																																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																		
13-10 (2) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 1) 共通仮設費		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表4 共通仮設費率の補正（令和6年6月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="7">1.4</td> <td rowspan="7">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特別勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1、注）</td> <td>農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 ※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、奥郷町、色南町、浜田市旭町・弥生町、益田市見町、吉賀町及び離島が該当する。 （注）1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D1D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型（一覧表）」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/tokei/chiki_rukei/setsumei.html】 3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> </div>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地 (DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	1.2	5	市街地 (DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特別勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1、注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	7
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先																																																
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																
	橋梁保全工事																																																			
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																		
	橋梁保全工事																																																			
市街地 (DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																		
市街地 (DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.3	2																																														
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.3	3																																														
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4																																																
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）		1.2	5																																																
市街地 (DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特別勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6																																																
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1、注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	7																																																
		-38-																																																		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>13-14 (1) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費</p>	<p>別表5 現場管理費率 (1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.57%</td><td>181.7</td><td>-0.0973</td><td>24.19%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.05%</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	<p>別表5 現場管理費率（令和6年5月31日まで適用） (1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.57%</td><td>181.7</td><td>-0.0973</td><td>24.19%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.05%</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。			300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
				(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																						
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																																						
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																																						
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																																						
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																																						
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																																						
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																																						
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																																						
ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																																						
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																																						
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																																						
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																																						
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																																						
管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																																																																																																																																																						
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																																						
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																																						
PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																																						
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																																						
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																																						
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																						
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																																						
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																																						
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																																						
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																																						
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																																						
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																																						
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																																						
ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																																						
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																																						
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																																						
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																																						
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																																						
管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																																																																																																																																																						
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																																						
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																																						
PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																																						
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																																						
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																						
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																							
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																																						

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																								
<p>13-14 (2) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>44.97%</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -e</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.56%</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>30.41%</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -f</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97%</td> <td>1623.7</td> <td>-0.2042</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p> </div>	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>44.97%</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -e</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.56%</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>30.41%</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -f</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額 適用区分</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97%</td> <td>1623.7</td> <td>-0.2042</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>13-15(2)へ移動</p> </div>	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分		a	b	橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042
対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985																																																																																																							
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874																																																																																																							
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153																																																																																																							
対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042																																																																																																							
対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985																																																																																																							
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874																																																																																																							
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153																																																																																																							
対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																																																																							
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																								
工種区分		a	b																																																																																																							
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042																																																																																																							
<p>-40-</p>																																																																																																										

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																																																				
13-15（1） 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2.2）現場管理費		<p style="text-align: center;">別表5 現場管理費率（令和6年6月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;">(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>43.14%</td><td>227.2</td><td>-0.1114</td><td>22.58%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>32.15%</td><td>53.3</td><td>-0.0339</td><td>26.40%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.52%</td><td>72.0</td><td>-0.0493</td><td>25.92%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.55%</td><td>545.7</td><td>-0.1665</td><td>17.32%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.47%</td><td>106.1</td><td>-0.0794</td><td>20.47%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.27%</td><td>79.5</td><td>-0.0670</td><td>19.83%</td></tr> <tr><td>畑かん設工事</td><td>34.53%</td><td>154.8</td><td>-0.1006</td><td>19.25%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.49%</td><td>173.7</td><td>-0.1028</td><td>20.63%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.81%</td><td>171.1</td><td>-0.0929</td><td>24.95%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>40.09%</td><td>201.9</td><td>-0.1084</td><td>21.36%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.71%</td><td>99.7</td><td>-0.0670</td><td>24.87%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05%</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11%</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09%</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83%</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.56%</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11%</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86%</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>31.06%</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09%</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>25.14%</td><td>129.7</td><td>-0.1041</td><td>13.95%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%	水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%	水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%	排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%	管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%	畑かん設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%	コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%	ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%	その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%	その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%	海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%	道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%	舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%	管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%	河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%	鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%	PC橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%	公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																	
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																			
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%																																																																																																																																		
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%																																																																																																																																		
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%																																																																																																																																		
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%																																																																																																																																		
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%																																																																																																																																		
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%																																																																																																																																		
畑かん設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%																																																																																																																																		
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%																																																																																																																																		
その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																			
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%																																																																																																																																		
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%																																																																																																																																		
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%																																																																																																																																		
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%																																																																																																																																		
管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%																																																																																																																																		
PC橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%																																																																																																																																		
公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																		
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																				
		a	b																																																																																																																																			
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%																																																																																																																																		
追加																																																																																																																																						

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																											
13-15 (2) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>45.56%</td> <td>189.4</td> <td>-0.0884</td> <td>28.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -e</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> <th colspan="2">50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>34.59%</td> <td>154.9</td> <td>-0.0768</td> <td>27.87%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>31.19%</td> <td>35.0</td> <td>-0.0059</td> <td>30.68%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -f</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>65.88%</td> <td>1465.2</td> <td>-0.1968</td> <td>31.45%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>(2)算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p> </div>	対象金額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分	a	b	トンネル工事	45.56%	189.4	-0.0884	28.52%	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分	a	b	フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%	コンクリートダム工事	31.19%	35.0	-0.0059	30.68%	対象金額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分	a	b	橋梁保全工事	65.88%	1465.2	-0.1968	31.45%
対象金額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																										
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																									
工種区分		a	b																																																										
トンネル工事	45.56%	189.4	-0.0884	28.52%																																																									
対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの																																																										
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																									
工種区分		a	b																																																										
フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%																																																									
コンクリートダム工事	31.19%	35.0	-0.0059	30.68%																																																									
対象金額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																										
適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																									
工種区分		a	b																																																										
橋梁保全工事	65.88%	1465.2	-0.1968	31.45%																																																									
	追加																																																												
	13-14(2)から移動																																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																																
<p>13-16 (1) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2.2)現場管理費</p>	<p style="text-align: center;">別表6 現場管理費率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正 係数</th> <th>適用 優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="10">1.2</td> <td rowspan="10">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※1)</td> <td rowspan="2">施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1ワイルダム及びロシタリードダム工事には適用しない。 ※2雲南市吉田町、飯瀬町、川木町、美郷町、邑瀬町、浜田市旭町・弥栄町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安芸市の一部)これに準ずる地区とは、総務省が規定する「人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokai/chiiki_ruikei/setsumei.html】 3. 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> </div>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	1.1	4	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	1.0	6	山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.0	6	河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)	1.0	7	<p style="text-align: center;">別表6 現場管理費率の補正（令和6年5月31日まで適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正 係数</th> <th>適用 優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="10">1.2</td> <td rowspan="10">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※1)</td> <td rowspan="2">施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">13-16(2)へ移動</p> </div>	施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	1.1	4	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)	1.0	6	山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.0	6	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)	1.0	7
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先																																																																																														
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)																																																																																																
	橋梁保全工事																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																
	橋梁保全工事																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	2																																																																																												
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																																																												
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)				1.1	4																																																																																												
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	5																																																																																												
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)		1.0	6																																																																																														
山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.0	6																																																																																														
	河川・道路構造物工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)		1.0	7																																																																																														
施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先																																																																																														
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																														
	橋梁保全工事																																																																																																	
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)																																																																																																
	橋梁保全工事																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																
	橋梁保全工事																																																																																																	
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	2																																																																																												
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																																																												
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)				1.1	4																																																																																												
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	5																																																																																												
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)		1.0	6																																																																																														
山間僻地及び離島	全ての工種(※1)	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(※2)。	1.0	6																																																																																														
	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)(注)		1.0	7																																																																																														

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																				
<p>13-16 (2) 第13編 農業農村編 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 2) 現場管理費</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表6 現場管理費率の補正（令和6年6月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.2</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（※3）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1137 683 1189 711" data-label="Text"> <p>追加</p> </div> <div data-bbox="884 1227 1039 1254" data-label="Text"> <p>13-16(1)から移動</p> </div> <div data-bbox="1301 1110 1971 1342" data-label="Text"> <p>※1 フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 ※2 雲南市吉田町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、浜田市地町・赤松町、益田市匹見町、吉賀町及び離島が該当する。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D1D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部）これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覽表」に示す市区町村者に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html】 3. 適用条件の複数は該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> </div> <div data-bbox="1070 1418 1155 1445" data-label="Page-Footer"> <p>-44-</p> </div>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	市街地 (DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（※3）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7
適用条件			補正係数	適用優先																																																		
施工地域区分	工種区分	対象																																																				
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																		
	橋梁保全工事																																																					
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	2																																																
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																		
市街地 (DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																		
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6																																																		
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（※3）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																												
<p>13-21 第13編 農業農村編 第1章 総則 ◎土木請負工事における現場環境改善費の積算</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び大橋が困難又は効果も期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象額：Pi</th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">直接工事費 (処分費等を除く)</td> <td style="width: 30%;">5億円以下の場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給品費 +</td> <td>5億円を超える場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.37</td> </tr> <tr> <td>官貸額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$		+				支給品費 +	5億円を超える場合	0.37		官貸額				<p style="text-align: center; font-size: small;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び大橋が困難又は効果も期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費〔処分費等を除く〕＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <p style="font-size: small;">(令和6年5月31日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象額：Pi</th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">直接工事費 (処分費等を除く)</td> <td style="width: 30%;">5億円以下の場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給品費 +</td> <td>5億円を超える場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.37</td> </tr> <tr> <td>官貸額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(令和6年6月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象額：Pi</th> <th>現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">直接工事費 (処分費等を除く)</td> <td style="width: 30%;">5億円以下の場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">$i=203.6 \cdot Pi^{0.3077}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給品費 +</td> <td>5億円を超える場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.43</td> </tr> <tr> <td>官貸額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p>	対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$		+				支給品費 +	5億円を超える場合	0.37		官貸額				対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=203.6 \cdot Pi^{0.3077}$		+				支給品費 +	5億円を超える場合	0.43		官貸額			
対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）																																																											
直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$																																																												
+																																																														
支給品費 +	5億円を超える場合	0.37																																																												
官貸額																																																														
対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）																																																											
直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=261.7 \cdot Pi^{0.3279}$																																																												
+																																																														
支給品費 +	5億円を超える場合	0.37																																																												
官貸額																																																														
対象額：Pi			現場環境改善費率：i（％）																																																											
直接工事費 (処分費等を除く)	5億円以下の場合	$i=203.6 \cdot Pi^{0.3077}$																																																												
+																																																														
支給品費 +	5億円を超える場合	0.43																																																												
官貸額																																																														

13-22へ移動

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）										
<p>13-22 第13編 農業農村編 第1章 総則 ◎土木請負工事における 現場環境改善費の積算</p>		<div data-bbox="1294 475 1975 671" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率<i>i</i>は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p> </div> <div data-bbox="925 555 1086 598" style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>13-21から移動</p> </div> <div data-bbox="1294 671 1966 1153" style="border: 1px solid gray; margin-top: 10px;"> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設関係</td> <td>用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 電量（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減	営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 電量（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）
計上項目	実施する内容（率計上分）											
仮設関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減											
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 電量（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）											

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-63 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 [1] 適用基準</p>	<p style="font-size: small;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>第8章 管水路工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① バイブライン基礎 [SV255] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ①管水路基礎 による。</p> <p>② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 [SV260] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 による。</p> <p>③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 [SV265] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 による。</p> <p>④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ④強化プラスチック複合管機械布設 による。</p> <p>⑤ ダクタイル鋳鉄管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設 による。</p> <p>⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="font-size: x-small;">13-63</p>	<p style="font-size: small;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>第8章 管水路工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① バイブライン基礎 [SV255] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ①管水路基礎 による。</p> <p>② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設(令和6年5月31日まで適用) [SV260] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 による。</p> <p>③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設(令和6年5月31日まで適用) [SV265] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 による。</p> <p>④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ④強化プラスチック複合管機械布設 による。</p> <p>⑤ ダクタイル鋳鉄管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ⑤ダクタイル鋳鉄管機械布設 による。</p> <p>⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="font-size: x-small;">13-63</p>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																						
<p>13-67 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 〔2〕独自基準</p>		<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.45㎡（平積 0.35㎡）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>2. ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設(令和6年6月1日以降適用)</p> <p>1. 適用</p> <p>1-1 専用基準 本基準は「令和6年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。</p> <p>1-2 適用 本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の人力布設に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[床掘] --> B[基礎等] B --> C[布設] C --> D[基礎等] D --> E[埋戻し] </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実働部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛</p> <p>3-1 布設歩掛 布設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> <th>雑材料費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>0.07</td> <td>0.11</td> <td>0.15</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>65~100</td> <td>0.08</td> <td>0.12</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>125~150</td> <td>0.09</td> <td>0.13</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.10</td> <td>0.16</td> <td>0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本表の値は、「管1本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。 2. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛を加算する。 4. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。</p> </div>	呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員	普通作業員	雑材料費 (%)	50以下	0.07	0.11	0.15	2	65~100	0.08	0.12	0.17	125~150	0.09	0.13	0.19	200	0.10	0.16	0.22
呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員	普通作業員	雑材料費 (%)																				
50以下	0.07	0.11	0.15	2																				
65~100	0.08	0.12	0.17																					
125~150	0.09	0.13	0.19																					
200	0.10	0.16	0.22																					

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																									
<p>13-68 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 [2] 独自基準</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>3-2 接合歩掛 10m当りの接合箇所が3箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇所＝接合箇所数×(10m/施工延長)・3(箇所)・・・(式3.1)(小数点以下第1位繰上)。 接合歩掛＝接合箇所×表3.2の各歩掛・・・(式3.2) (注)接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設接合歩掛 (1箇所/10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>雑材料費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td rowspan="4">0.1</td> </tr> <tr> <td>65～100</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>125～150</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接差剛並びに溶材の費用をいう。</p> <p>3-3 管本数 10m当りの管本数(N)は次式を標準とする。 $N = (10.0 - \text{接手材延長} (0.25)) / \text{管1本当り長さ} \dots\dots (式3.3)$ (小数点以下第3位四捨五入第2位止まり)</p> <p>4. 単価表 (1) 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設10m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>○管○mm</td> <td>本</td> <td>N</td> <td>式3.3</td> </tr> <tr> <td>雑材料費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.1(注)4、表3.2(注)1</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.1、表3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">追加</div> → </div>	呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)	50以下	0.01	0.01	0.01	0.1	65～100	0.01	0.01	0.02	125～150	0.01	0.01	0.02	200	0.01	0.01	0.02	名称	規格	単位	数量	摘要	硬質ポリ塩化ビニル管	○管○mm	本	N	式3.3	雑材料費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1	世話役		人		表3.1、表3.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	計				
呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)																																																							
50以下	0.01	0.01	0.01	0.1																																																							
65～100	0.01	0.01	0.02																																																								
125～150	0.01	0.01	0.02																																																								
200	0.01	0.01	0.02																																																								
名称	規格	単位	数量	摘要																																																							
硬質ポリ塩化ビニル管	○管○mm	本	N	式3.3																																																							
雑材料費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1																																																							
世話役		人		表3.1、表3.2																																																							
特殊作業員		〃		〃																																																							
普通作業員		〃		〃																																																							
計																																																											

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																				
<p>13-69 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 〔2〕独自基準</p>		<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>2. ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設（令和6年6月1日以降適用）</p> <p>1. 適用 1-1 適用基準 本基準は「令和6年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2 適用 本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の機械布設に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> </div> <p>3. 施工歩掛 8-1 布設歩掛 布設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛 (10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径（mm）</th> <th rowspan="2">世話役（人）</th> <th rowspan="2">特殊作業員（人）</th> <th rowspan="2">普通作業員（人）</th> <th colspan="2">使用機械</th> <th rowspan="2">雑材料費（%）</th> </tr> <tr> <th>バックホウ（クレーン機能付） 運転時間（日）</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250～300</td> <td>0.08</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.08</td> <td rowspan="5">排出ガス対策型 （第3次基準型） クローラ型 山積0.45m³ （平積0.35m³） 2.9 t吊</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>350～400</td> <td>0.11</td> <td>0.21</td> <td>0.28</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>0.13</td> <td>0.24</td> <td>0.35</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.15</td> <td>0.28</td> <td>0.39</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.19</td> <td>0.36</td> <td>0.50</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本表の値は、「管1本当り長さ」が「4 m」及び「5 m」の場合のものである。 2. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、接手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。 4. 諸雑費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、諸雑費とは、管の切断ロス、接着剤並びに滑材の費用及びレバブロックの経費をいう。 5. バックホウ（クレーン機能付）は、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。 6. バックホウ（クレーン機能付）は賃料とする。</p>	呼び径（mm）	世話役（人）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	使用機械		雑材料費（%）	バックホウ（クレーン機能付） 運転時間（日）	規格	250～300	0.08	0.16	0.23	0.08	排出ガス対策型 （第3次基準型） クローラ型 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ） 2.9 t吊	2	350～400	0.11	0.21	0.28	0.09	450	0.13	0.24	0.35	0.10	500	0.15	0.28	0.39	0.11	600	0.19	0.36	0.50	0.13
呼び径（mm）	世話役（人）	特殊作業員（人）					普通作業員（人）	使用機械		雑材料費（%）																												
			バックホウ（クレーン機能付） 運転時間（日）	規格																																		
250～300	0.08	0.16	0.23	0.08	排出ガス対策型 （第3次基準型） クローラ型 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ） 2.9 t吊	2																																
350～400	0.11	0.21	0.28	0.09																																		
450	0.13	0.24	0.35	0.10																																		
500	0.15	0.28	0.39	0.11																																		
600	0.19	0.36	0.50	0.13																																		

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																												
<p>13-70 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 [2] 独自基準</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div> →	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>令和5年度建設工事積算基準</p> </div> <p>3-2 接合歩掛 10m当りの接合箇所が3箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇所＝接合箇所数×(10m/施工延長)・3(箇所)・・・(式3.1)(小数点以下第1位繰上げ) 接合歩掛＝接合箇所×表3.2の各歩掛・・・(式3.2) (注)接合箇所数及び施工延長は呼び別に計上する。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 硬質ポリ塩化ビニル管機械接合歩掛 (1箇所/10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th rowspan="2">世話役 (人)</th> <th rowspan="2">特殊作業員 (人)</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> <th colspan="2">使用機械</th> <th rowspan="2">雑材料費 (%)</th> </tr> <tr> <th>バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250~300</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td rowspan="5">排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m³ (平積0.35m³) 2.9t吊</td> <td rowspan="5">0.1</td> </tr> <tr> <td>350~400</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.04</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.05</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。</p> <p>3-3 管本数 10m当りの管本数(N)は、次式を標準とする。 N = (10.0-接手材延長(0.25)) / 管1本当り長さ・・・(式3.3) (小数点以下第3位四捨五入第2位止まり)</p> <p>4. 単価表 (1) 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設10m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>○管○mm</td> <td>本</td> <td>N</td> <td>式3.3</td> </tr> <tr> <td>雑雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.1(注)4、表3.2(注)1</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.1、表3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ (クレーン機能付) 運転</td> <td>排出ガス対策型(第3次基準値) クローラ型 山積0.45m³ (平積0.35m³) 2.9吊</td> <td>日</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	使用機械		雑材料費 (%)	バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格	250~300	0.01	0.01	0.02	0.01	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9t吊	0.1	350~400	0.01	0.02	0.03	0.01	450	0.01	0.02	0.03	0.01	500	0.01	0.03	0.04	0.01	600	0.02	0.03	0.05	0.01	名称	規格	単位	数量	摘要	硬質ポリ塩化ビニル管	○管○mm	本	N	式3.3	雑雑費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1	世話役		人		表3.1、表3.2	特殊作業員		人		〃	普通作業員		人		〃	バックホウ (クレーン機能付) 運転	排出ガス対策型(第3次基準値) クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9吊	日		〃	計				
呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)					普通作業員 (人)	使用機械		雑材料費 (%)																																																																				
			バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格																																																																										
250~300	0.01	0.01	0.02	0.01	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9t吊	0.1																																																																								
350~400	0.01	0.02	0.03	0.01																																																																										
450	0.01	0.02	0.03	0.01																																																																										
500	0.01	0.03	0.04	0.01																																																																										
600	0.02	0.03	0.05	0.01																																																																										
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																										
硬質ポリ塩化ビニル管	○管○mm	本	N	式3.3																																																																										
雑雑費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1																																																																										
世話役		人		表3.1、表3.2																																																																										
特殊作業員		人		〃																																																																										
普通作業員		人		〃																																																																										
バックホウ (クレーン機能付) 運転	排出ガス対策型(第3次基準値) クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9吊	日		〃																																																																										
計																																																																														

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）								
13-71 第13編 農業農村編 第8章 管水路工 [2] 独自基準	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">(2) 機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機械名</th> <th style="width: 40%;">規格</th> <th style="width: 15%;">適用単価表</th> <th style="width: 30%;">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">バックホウ (クレーン機能付き)</td> <td style="text-align: left;">排山ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m³ (平積0.35m³) 2.9 t 吊</td> <td style="text-align: left;">機-28</td> <td style="text-align: left;">運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45</td> </tr> </tbody> </table> </div>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	バックホウ (クレーン機能付き)	排山ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9 t 吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45
機械名	規格	適用単価表	指定事項							
バックホウ (クレーン機能付き)	排山ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9 t 吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45							

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-74 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準</p>	<p style="text-align: center;"><small>令和5年度建設工事積算基準</small></p> <p style="text-align: center;">第10章 ほ場整備工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ①ほ場整備整地工(標準区画0.3ha以上)による。</p> <p>② ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ②ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満)による。</p> <p>③ 水田整地工(ブルドーザ) [SV365] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ③基盤整地及び簡易整備 による。</p> <p>④ 暗渠排水工(掘削工:トレンチャ)、(掘削工:バックホウ)、(排水管・被覆材)、(埋戻工:バックホウ)、(小運搬:人力・機械) [SV375][SV380][SV385][SV386][SV387] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ④暗渠排水工 による。</p> <p>⑤ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ⑤畦畔整形工 による。</p> <p>⑥ 雑物除去(水田ほ場整備工) [SV370]</p>	<p style="text-align: center;"><small>令和5年度建設工事積算基準</small></p> <p style="text-align: center;">第10章 ほ場整備工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ①ほ場整備整地工(標準区画0.3ha以上)による。</p> <p>② ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ②ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満)による。</p> <p>③ 水田整地工(ブルドーザ) [SV365] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ③基盤整地及び簡易整備 による。</p> <p>④ 暗渠排水工(令和6年5月31日まで適用) (掘削工:トレンチャ・バックホウ)、(排水管・被覆材)、(埋戻工:バックホウ)、 (小運搬:人力・機械) [SV375][SV380][SV385][SV386][SV387] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ④暗渠排水工 による。</p> <p>⑤ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ⑤畦畔整形工 による。</p>
-53-		

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-75 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工)による。</p> <p>⑦ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力)による。</p> <p>⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工による。</p> <p>⑨ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV700][SV705][SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】[参考歩掛]による。</p> <p>⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV710][SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】[参考歩掛]による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[2] 独自基準</p> <p>1. ③ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)、②ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び幅縮に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。 1-1 基盤造成</p> </div>	<p style="text-align: center; font-size: small;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>⑥ 雑物除去(水田ほ場整備工) [SV370] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工)による。</p> <p>⑦ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力)による。</p> <p>⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 8. ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工による。</p> <p>⑨ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV700][SV705][SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】[参考歩掛]による。</p> <p>⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV710][SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】[参考歩掛]による。</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">13-71(1)へ移動</div>

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-76 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">令和5年度建設工事積算基準</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>〔2〕独自基準</p> <p>1. ③ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱ひ土量の少ない平坦地の場合に適用する。 1-1 基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第1章土工②土工」を別途計上する。</p> <p>2. ④ 暗渠排水工</p> <p>1. 適用 1-1 適用基準 本基準は「令和6年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2 適用範囲 本歩掛は、ほ場整備工事における、水田及び畑地の暗渠排水工（掘削から埋戻しまで）の連の作業を、目単位で施工する場合に適用する</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次表を標準とする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. 暗渠排水管小運搬及び被覆材小運搬には積込み、荷卸しを含む 3. 暗渠排水管及び被覆材の材料費は、別途計上する。 4. 被覆材はもみ殻、粗朶類、砕石とする。 5. 管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。</p> </div>

13-70から移動

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																							
<p>13-77 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ④暗渠排水工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>3. 機種の選定 3-1 掘削機械 掘削（床掘）に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機械名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンチャ</td> <td>自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）〔狭幅バケット装備〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕機種は、地盤特性、作業効率、入手容易性等を総合的に評価して選定する。</p> <p>3-2 被覆材投入機械 被覆材投入に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機械名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-3 埋戻し機械 埋戻しに使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.3 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機械名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.4 小運搬機械 小運搬に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.4 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">資材名</th> <th style="width: 20%;">機械名</th> <th style="width: 60%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗朶類</td> <td>不整地運搬車</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管） 砕石</td> <td>不整地運搬車</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕1. 暗渠排水管（定尺管）は、硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリエチレン製管 合成樹脂網管のL=4.00～5.00m/本の場合である。 2. 暗渠排水管（ロール管）は、硬質ポリエチレン製管、合成樹脂網管のロール管の 場合である。</p> </div>	機械名	規格	トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）〔狭幅バケット装備〕	機械名	規格	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	機械名	規格	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	資材名	機械名	規格	暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗朶類	不整地運搬車	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t	暗渠排水管（ロール管） 砕石	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t
機械名	規格																								
トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）〔狭幅バケット装備〕																								
機械名	規格																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）																								
機械名	規格																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）																								
資材名	機械名	規格																							
暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗朶類	不整地運搬車	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t																							
暗渠排水管（ロール管） 砕石	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t																							
-56-																									

追加



令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																							
<p>13-78 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ④暗渠排水工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>4. 施工歩掛 4-1 暗渠排水工 4-1-1 日当り施工量 暗渠排水工の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 日当り施工量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">資材名</th> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">(1日当り)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">数量 (m)</th> </tr> <tr> <th>掘削深 0.5≦h≦0.7m</th> <th>0.7<h≦1.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">トレンチャ</td> <td rowspan="6">自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 (定尺管)</td> <td>φ50~75</td> <td colspan="2">206</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td colspan="2">146</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠排水管 (ロール管)</td> <td>φ50~75</td> <td>278</td> <td colspan="2">241</td> </tr> <tr> <td>φ60</td> <td colspan="3">149</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ75</td> <td colspan="3">111</td> </tr> <tr> <td>φ90</td> <td colspan="3">92</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">バックホウ</td> <td rowspan="6">排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 (定尺管)</td> <td>φ50~75</td> <td>159</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td>146</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠排水管 (ロール管)</td> <td>φ50~75</td> <td>160</td> <td colspan="2">118</td> </tr> <tr> <td>φ60</td> <td>149</td> <td colspan="2">120</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ75</td> <td colspan="3">111</td> </tr> <tr> <td>φ90</td> <td colspan="3">92</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) バックホウの掘削時には狭幅バケットを装備する。</p> <p>4-1-2 施工歩掛 暗渠排水工の施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">(1日当り)</th> </tr> <tr> <th>暗渠排水管 (定尺管)</th> <th>暗渠排水管 (ロール管)</th> <th>土管・陶管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td>人</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	機械名	規格	資材名	呼び径 (mm)	(1日当り)		数量 (m)		掘削深 0.5≦h≦0.7m	0.7<h≦1.0m	トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	206		φ100	146		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	278	241		φ60	149			土管・陶管	φ75	111			φ90	92			バックホウ	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	159	119	φ100	146	118	暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	160	118		φ60	149	120		土管・陶管	φ75	111			φ90	92			名称	単位	(1日当り)			暗渠排水管 (定尺管)	暗渠排水管 (ロール管)	土管・陶管	世話役	人	0.3	0.2	0.4	特殊作業員	〃	0.5	0.3	0.4	普通作業員	〃	1.0	1.0	1.0
機械名	規格	資材名					呼び径 (mm)	(1日当り)																																																																																	
								数量 (m)																																																																																	
			掘削深 0.5≦h≦0.7m	0.7<h≦1.0m																																																																																					
トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	206																																																																																					
			φ100	146																																																																																					
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	278	241																																																																																				
			φ60	149																																																																																					
		土管・陶管	φ75	111																																																																																					
			φ90	92																																																																																					
バックホウ	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	159	119																																																																																				
			φ100	146	118																																																																																				
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	160	118																																																																																				
			φ60	149	120																																																																																				
		土管・陶管	φ75	111																																																																																					
			φ90	92																																																																																					
名称	単位	(1日当り)																																																																																							
		暗渠排水管 (定尺管)	暗渠排水管 (ロール管)	土管・陶管																																																																																					
世話役	人	0.3	0.2	0.4																																																																																					
特殊作業員	〃	0.5	0.3	0.4																																																																																					
普通作業員	〃	1.0	1.0	1.0																																																																																					
-57-																																																																																									

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																															
<p>13-79 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ④暗渠排水工</p>	<p style="text-align: center;">追加</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>4-1-3 施工機械（トレンチャ掘削） トレンチャ掘削による暗渠排水工の機械運転数量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3 施工機械（トレンチャ掘削時）</p> <table border="1" data-bbox="1285 504 1989 780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="1">1日当り</th> </tr> <tr> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンチャ運転</td> <td>自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級</td> <td>日</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m³ （平積0.20m³）</td> <td>〃</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-1-4 補助労務 被覆材投入の補助労務（普通作業員）は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.4 補助労務歩掛</p> <table border="1" data-bbox="1285 914 1989 1318"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機種</th> <th rowspan="3">管種</th> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">補助労務（人） 掘削深（h）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">掘削深（h）</th> </tr> <tr> <th>0.5 ≤ h ≤ 0.7m</th> <th>0.7 < h ≤ 1.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">トレンチャ</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 （定尺管）</td> <td>φ50～75</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暗渠排水管 （ロール管）</td> <td>φ50～75</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ60</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">バックホウ</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 （定尺管）</td> <td>φ50～75</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠排水管 （ロール管）</td> <td>φ50～75</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ60</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ90</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	単位	1日当り	数量	トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級	日	0.4	バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	〃	0.6	機種	管種	呼び径 (mm)	補助労務（人） 掘削深（h）		掘削深（h）		0.5 ≤ h ≤ 0.7m	0.7 < h ≤ 1.0m	トレンチャ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	1.0	2.0	φ100	1.0	2.0	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	2.0	2.0	土管・陶管	φ60	1.0	2.0	φ75	1.0	1.0	バックホウ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	2.0	2.0	φ100	1.0	2.0	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	2.0	2.0	土管・陶管	φ60	2.0	2.0	φ75	1.0	2.0	φ90	1.0	2.0
名称	規格	単位				1日当り																																																											
			数量																																																														
トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級	日	0.4																																																														
バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	〃	0.6																																																														
機種	管種	呼び径 (mm)	補助労務（人） 掘削深（h）																																																														
			掘削深（h）																																																														
			0.5 ≤ h ≤ 0.7m	0.7 < h ≤ 1.0m																																																													
トレンチャ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	1.0	2.0																																																													
		φ100	1.0	2.0																																																													
	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	2.0	2.0																																																													
		土管・陶管	φ60	1.0	2.0																																																												
			φ75	1.0	1.0																																																												
バックホウ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	2.0	2.0																																																													
		φ100	1.0	2.0																																																													
	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	2.0	2.0																																																													
		土管・陶管	φ60	2.0	2.0																																																												
	φ75		1.0	2.0																																																													
	φ90	1.0	2.0																																																														

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																											
13-80 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ④暗渠排水工		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>4-2 小運搬 4-2-1 人力小運搬 暗渠排水管（定尺管）の人力小運搬の施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.5 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: right;">（1日当り）</th> </tr> <tr> <th>資材名</th> <th>運搬距離</th> <th>日当り施工量（m）</th> <th>普通作業員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td>50m以下</td> <td>5,660</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1、本歩掛には積込み、荷卸しを含む 2、本表は、ほ場の一边に仮置されている資材を入厠又は手車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。</p> <p>4-2-2 機械小運搬（不整地運搬車） （1）日当り施工量 機械小運搬（不整地運搬車）の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.6 日当り施工量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">運搬距離</th> </tr> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>50m以下</th> <th>50mを超え 100m以下</th> <th>100mを超え 150m以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t</td> <td>m</td> <td>—</td> <td>3,310</td> <td>3,160</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管）</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t</td> <td>〃</td> <td>2,580</td> <td>2,240</td> <td>1,890</td> </tr> <tr> <td>土管・陶管</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t</td> <td>ton</td> <td>7.2</td> <td>6.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>もみ殻</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t</td> <td>m³</td> <td>110</td> <td>94.4</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t</td> <td>〃</td> <td>38.5</td> <td>32.9</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>粗雑類</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t</td> <td>〃</td> <td>155</td> <td>137</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）本表は、ほ場の一边に仮置されている資材を不整地運搬車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。</p> </div>				（1日当り）	資材名	運搬距離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）	暗渠排水管（定尺管）	50m以下	5,660	1.1			単位	運搬距離			資材名	規格	50m以下	50mを超え 100m以下	100mを超え 150m以下	暗渠排水管（定尺管）	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	m	—	3,310	3,160	暗渠排水管（ロール管）	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t	〃	2,580	2,240	1,890	土管・陶管	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	ton	7.2	6.6	6.0	もみ殻	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	m ³	110	94.4	78.8	砕石	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t	〃	38.5	32.9	27.2	粗雑類	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	〃	155	137	120
			（1日当り）																																																										
資材名	運搬距離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）																																																										
暗渠排水管（定尺管）	50m以下	5,660	1.1																																																										
		単位	運搬距離																																																										
資材名	規格		50m以下	50mを超え 100m以下	100mを超え 150m以下																																																								
暗渠排水管（定尺管）	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	m	—	3,310	3,160																																																								
暗渠排水管（ロール管）	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t	〃	2,580	2,240	1,890																																																								
土管・陶管	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	ton	7.2	6.6	6.0																																																								
もみ殻	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	m ³	110	94.4	78.8																																																								
砕石	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0t	〃	38.5	32.9	27.2																																																								
粗雑類	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0t	〃	155	137	120																																																								
		-59-																																																											

追加



令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																				
13-81 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ④暗渠排水工	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="margin-bottom: 10px;">（2）積卸し歩掛 積卸しの施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">表 4.7 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">資材名</th> <th style="width: 40%;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td style="text-align: center;">0.04人/100m</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管）</td> <td style="text-align: center;">0.03人/100m</td> </tr> <tr> <td>土管・陶管</td> <td style="text-align: center;">0.54人/10ton</td> </tr> <tr> <td>もみ殻</td> <td style="text-align: center;">0.14人/10m³</td> </tr> <tr> <td>粗糞類</td> <td style="text-align: center;">0.09人/10m³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-bottom: 10px;">（注）砕石の積込みは別途計上とする。なお、荷卸しはダンプアップによる。</p> <p style="margin-bottom: 10px;">5. 単備表 （1）トレンチャ掘削による暗渠排水工1日当り単備表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 35%;">規格</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">表4.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>トレンチャ運転</td> <td>自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">表4.3</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m³ （平積0.20m³）</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">表4.3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">表4.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	資材名	普通作業員	暗渠排水管（定尺管）	0.04人/100m	暗渠排水管（ロール管）	0.03人/100m	土管・陶管	0.54人/10ton	もみ殻	0.14人/10m ³	粗糞類	0.09人/10m ³	名称	規格	単位	数量	摘要	世話役		人		表4.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	日		表4.3	バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	日		表4.3	普通作業員		人		表4.4	計				
資材名	普通作業員																																																					
暗渠排水管（定尺管）	0.04人/100m																																																					
暗渠排水管（ロール管）	0.03人/100m																																																					
土管・陶管	0.54人/10ton																																																					
もみ殻	0.14人/10m ³																																																					
粗糞類	0.09人/10m ³																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																		
世話役		人		表4.2																																																		
特殊作業員		〃		〃																																																		
普通作業員		〃		〃																																																		
トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	日		表4.3																																																		
バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	日		表4.3																																																		
普通作業員		人		表4.4																																																		
計																																																						

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																												
<p>13-82 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ④暗渠排水工</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>令和5年度建設工事積算基準</p> </div> <p>(2) バックホウ掘削による暗渠排水工1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m³ (平積0.20m³) 〔狭幅バケット装備〕</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 暗渠排水管（定尺管）人力小運搬100m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">施工単価コード</td> <td style="text-align: center;">SV387</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.1×100/D</td> <td>表4.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D：日当り施工量</p> <p>(4) 機械小運搬（不整地運搬車）1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">施工単価コード</td> <td style="text-align: center;">SV387</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不整地運搬車運転</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td>表4.6</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>労務数×D/10 又は100</td> <td>表4.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D：日当り施工量</p>	名称	規格	単位	数量	摘要	世話役		人		表4.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m ³ (平積0.20m ³) 〔狭幅バケット装備〕	日	1		普通作業員		人		表4.4	計						施工単価コード	SV387	名称	規格	単位	数量	摘要	普通作業員		人	1.1×100/D	表4.5	計						施工単価コード	SV387	名称	規格	単位	数量	摘要	不整地運搬車運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t	日	1.0	表4.6	普通作業員		人	労務数×D/10 又は100	表4.7	計				
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																										
世話役		人		表4.2																																																																										
特殊作業員		〃		〃																																																																										
普通作業員		〃		〃																																																																										
バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m ³ (平積0.20m ³) 〔狭幅バケット装備〕	日	1																																																																											
普通作業員		人		表4.4																																																																										
計																																																																														
	施工単価コード	SV387																																																																												
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																										
普通作業員		人	1.1×100/D	表4.5																																																																										
計																																																																														
	施工単価コード	SV387																																																																												
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																										
不整地運搬車運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t	日	1.0	表4.6																																																																										
普通作業員		人	労務数×D/10 又は100	表4.7																																																																										
計																																																																														

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																				
<p>13-83 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ④ 暗渠排水工</p>	<p style="text-align: center;">追加</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">(5) 機械運搬車係表</p> <table border="1" data-bbox="1368 483 1933 815"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンチャ</td> <td>自走式・普通型 クローラ型35kw</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)</td> <td>〃</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66</td> </tr> <tr> <td>不整地運搬車</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械損料数量→1.55</td> </tr> <tr> <td>不整地運搬車</td> <td>クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	適用単価表	指定事項	トレンチャ	自走式・普通型 クローラ型35kw	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52	バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)	〃	運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66	不整地運搬車	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械損料数量→1.55	不整地運搬車	クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57
名称	規格	適用単価表	指定事項																			
トレンチャ	自走式・普通型 クローラ型35kw	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52																			
バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)	〃	運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66																			
不整地運搬車	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械損料数量→1.55																			
不整地運搬車	クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57																			
-62-																						

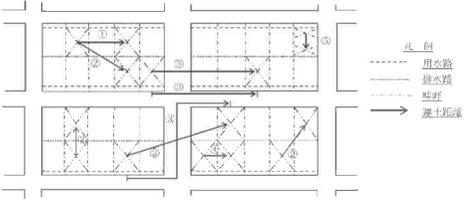
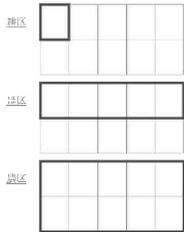
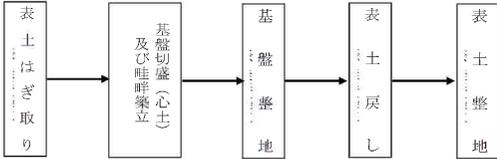
令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-89 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ④ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>	<p style="text-align: center;">追加</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>8. ④ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満バックホウによる施工）</p> <p>1. 適用</p> <p>1-1-1 適用基準 本基準は「令和6年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。</p> <p>1-1-2 適用範囲 本歩掛は、計画平均区画面積が0.3ha未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業で、区画面積や搬入路が狭小で「ドレープ」での施工が困難な場合におけるバックホウでの作業に要する運転時間の算定に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱ひ土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm程度以下）には、「令和5年度建設工事積算基準 第10章 水田整地工」を適用する。 また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難い場合は適正と認められる実績又は資料によるものとする。</p> <p>1-1-3 本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの作付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における平均工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平度は±5cmを標準とする。</p> <p>1-2 本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。</p> <p>1-2-1 表土はぎ取り及び表土戻しに要する時間</p> <p>1-2-2 基盤切盛に要する時間</p> <p>1-2-3 整地工に要する時間（表土整地、基盤整地）</p> <p>1-2-4 畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧）</p> <p>1-2-5 道路用土の集積、旧排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間</p> <p>1-3 本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。</p> <p>1-3-1 用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間</p> <p>1-3-2 客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出</p> <p>1-3-3 畑地の移設、クレーン等の埋立て等、大規模な扱ひ土量のある場合</p> <p>1-3-4 道路用土のまき出し転圧</p> <p>1-3-5 湧水及び湿地帯等の仮排水路の掘削作業</p> <p>1-3-6 畦畔築立の法面仕上げ</p> <p>1-3-7 面的な抜排根（樹園地等）</p> <p>1-3-8 積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある 次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用</p> <p>（1）筆外運土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合 1. ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※① <ul style="list-style-type: none"> ・耕区をまたいで運土する場合 2. 農区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※② <ul style="list-style-type: none"> ・水路を横断する場合 3. 農区外筆外運土（バックホウ+不整地運搬車、バックホウ+ダンプトラック）※③ <ul style="list-style-type: none"> ・道路を横断する場合 4. ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※④ <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合 ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合 <p>（2）筆内運土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆内で、以下のような現場条件の場合 1. 耕区内筆内運土（バックホウ+不整地運搬）※⑤

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）
<p>13-90 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合 ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・石礫（巨礫）を運土する必要がある場合 ・表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合 <p>注）上記の※①～⑤は、次項の図1の①～⑤を示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1</p> <p>（参考）畝区・ほ区・圃区について</p>  <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p>  </div>

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																											
<p>13-91 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>3. 機種の選定 施工機械は作業内容ごとに以下の表に示す機械を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 標準機種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>名称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表土はぎ</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.80m³（平積0.60m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基盤切盛</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.80m³（平積0.60m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畦畔築立</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基盤整地</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表土戻し</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表土整地</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 施工手順 4-1 運転時間等算定基準（標準機種による1ha当り運転時間） バックホウの運転時間は、次により算出する。（時間は小数第2位を四捨五入して第1位まで算出する。） 4-1-1 バックホウの運転時間（TB） バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。 （1）表土扱いを行わない場合の運転時間（TBa） $TBa = t4 + t5 + t6$ (hr/ha) （2）表土扱いをばき取り戻し工法で行う場合の運転時間（TBe） $TBe = t1 + t2 + t3 + t4 + t5 + t6$ (hr/ha) t1：ばき取り戻し工法で表土をばき取る時間 (hr/ha) $t1 = 191.4A + 151.9B - 0.2$ t2：ばき取り戻し工法で表土戻しを行う時間 (hr/ha) $t2 = 669.0A + 14.5F - 44.3$ t3：ばき取り戻し工法で表土整地を行う時間 (hr/ha) $t3 = 578.8A - 17.9$ t4：基盤切盛を行う時間 (hr/ha) $t4 = 14278.8A \times B + 268.5$ t5：畦畔築立を行う時間 (hr/ha) $t5 = 188.3A + 97.0$ t6：基盤整地を行う時間 (hr/ha) $t6 = 635.5A + 245.4$</p> </div>	作業内容	名称	規格	表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）	基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）	畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	表土整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
作業内容	名称	規格																											
表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）																											
基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）																											
畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
表土整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
-65-																													

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																							
<p>13-92 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>A：計画平均区画面積（ha） A＝対象地区の区画面積計区画（畝）数 B：計画区画短辺方向の現況平均勾配 B＝勾配（例 1/200→0.005） F：整備前のほ場からほぎ取る表土の厚さ（cm） ただし、算定式で求めたt1からt6の各々の値が、3（hr/ha）以下の場合は3（hr/ha）とする。</p> <p>4-1-2 バックホウの日当り運転時間（TBD） バックホウの日当り運転時間（TBD）は次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 日当り運転時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土ほぎ</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td style="text-align: center;">7.3</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-2 労務歩掛 表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。 なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2 労務歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業内容</th> <th colspan="2">（人/ha）</th> </tr> <tr> <th>世話役（TR1）</th> <th>普通作業員（TR2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土ほぎとり糞糞</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td style="text-align: center;">2.6</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> <td style="text-align: center;">4.3</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> <td style="text-align: center;">14.2</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）土層改良を目的とする徐碾は含まない。</p> <p>4-3 運転労務 4-3-1 バックホウの運転労務は、別途計上する。</p> </div>	作業内容	単位	数量	表土ほぎ	h	6.0	表土戻し	6.9	表土整地	7.0	基盤切盛	6.6	基盤整地	7.3	畦畔築立	6.9	作業内容	（人/ha）		世話役（TR1）	普通作業員（TR2）	表土ほぎとり糞糞	0.8	1.4	表土戻し	1.7	2.7	表土整地	2.6	4.8	基盤切盛	2.8	4.3	基盤整地	8.0	14.2	畦畔築立	0.8	2.0
作業内容	単位	数量																																							
表土ほぎ	h	6.0																																							
表土戻し		6.9																																							
表土整地		7.0																																							
基盤切盛		6.6																																							
基盤整地		7.3																																							
畦畔築立		6.9																																							
作業内容	（人/ha）																																								
	世話役（TR1）	普通作業員（TR2）																																							
表土ほぎとり糞糞	0.8	1.4																																							
表土戻し	1.7	2.7																																							
表土整地	2.6	4.8																																							
基盤切盛	2.8	4.3																																							
基盤整地	8.0	14.2																																							
畦畔築立	0.8	2.0																																							

追加

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																																																																										
<p>13-93 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p>4-4 諸経費 諸経費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械賃料及び運転諸経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。対象工種は、表土整地、基盤整地である。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3 諸経费率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>諸経费率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土整地</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 単価表 (1) ほ場整備整地工1ha当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>表3.1</td> <td>日</td> <td>TB/TBD</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>TR1</td> <td>表4.2</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>TR2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表4.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単価表を用いる数量について バックホウの運転時間、補助労務の算出に当たっては、「4. 施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">作業</th> <th colspan="3">(1ha当り)</th> </tr> <tr> <th>バックホウ 運転 TB</th> <th>世話役 TR1</th> <th>普通 作業員 TR2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">はぎ取り戻し工法</td> <td>表土はぎ</td> <td>t1</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td>t2</td> <td>1.7</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td>t3</td> <td>2.6</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>表土戻し+表土整地</td> <td>t2+t3</td> <td>4.3</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>表土はぎ+表土戻し+表土整地</td> <td>t1+t2+t3</td> <td>5.1</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤切盛+畦畔築立</td> <td>t4+t5</td> <td>3.6</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤整地</td> <td>t6</td> <td>8.0</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤切盛+畦畔築立+基盤整地</td> <td>t4+t5+t6</td> <td>11.6</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔表土扱いを行わない場合〕</td> <td>(TBa)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕</td> <td>t1+t2+t3+TBa (TBc)</td> <td>16.7</td> <td>29.4</td> </tr> </tbody> </table> </div>	作業内容	諸経费率 (%)	表土整地	1.0	基盤整地	1.0	名称	規格	単位	数量	摘要	バックホウ運転	表3.1	日	TB/TBD		世話役		人	TR1	表4.2	普通作業員		〃	TR2	〃	諸経費		式	1	表4.3	計					工法	作業	(1ha当り)			バックホウ 運転 TB	世話役 TR1	普通 作業員 TR2	はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t1	0.8	1.4	表土戻し	t2	1.7	2.7	表土整地	t3	2.6	4.8	表土戻し+表土整地	t2+t3	4.3	7.5	表土はぎ+表土戻し+表土整地	t1+t2+t3	5.1	8.9	基盤切盛+畦畔築立		t4+t5	3.6	6.3	基盤整地		t6	8.0	14.2	基盤切盛+畦畔築立+基盤整地		t4+t5+t6	11.6	20.5	〔表土扱いを行わない場合〕		(TBa)			はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕		t1+t2+t3+TBa (TBc)	16.7	29.4
作業内容	諸経费率 (%)																																																																																											
表土整地	1.0																																																																																											
基盤整地	1.0																																																																																											
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																								
バックホウ運転	表3.1	日	TB/TBD																																																																																									
世話役		人	TR1	表4.2																																																																																								
普通作業員		〃	TR2	〃																																																																																								
諸経費		式	1	表4.3																																																																																								
計																																																																																												
工法	作業	(1ha当り)																																																																																										
		バックホウ 運転 TB	世話役 TR1	普通 作業員 TR2																																																																																								
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t1	0.8	1.4																																																																																								
	表土戻し	t2	1.7	2.7																																																																																								
	表土整地	t3	2.6	4.8																																																																																								
	表土戻し+表土整地	t2+t3	4.3	7.5																																																																																								
	表土はぎ+表土戻し+表土整地	t1+t2+t3	5.1	8.9																																																																																								
基盤切盛+畦畔築立		t4+t5	3.6	6.3																																																																																								
基盤整地		t6	8.0	14.2																																																																																								
基盤切盛+畦畔築立+基盤整地		t4+t5+t6	11.6	20.5																																																																																								
〔表土扱いを行わない場合〕		(TBa)																																																																																										
はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕		t1+t2+t3+TBa (TBc)	16.7	29.4																																																																																								
-67-																																																																																												

令和5年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和6年5月30日

ページ	改定前（令和6年5月31日まで適用）	改定後（令和6年6月1日以降適用）																																			
<p>13-94 第13編 農業農村編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑭ほ場整備整地工 標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工</p>		<p style="text-align: center;">令和5年度建設工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">(2) 機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土ばぎ</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	名称	規格	適用単価表	指定事項	表土ばぎ	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91	基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89	畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04	基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82	表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14	表土整地	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77
作業内容	名称	規格	適用単価表	指定事項																																	
表土ばぎ	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91																																	
基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.80m3級 (平積0.6m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89																																	
畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04																																	
基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82																																	
表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14																																	
表土整地	バックホウ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3級 (平積0.35m3)	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77																																	
-68-																																					

追加